

低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン
(2011～2021)

平成24年度(2012年度)年次報告書

平成25年度版

横須賀市

はじめに

横須賀市では、平成23年(2011年)3月に策定した「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011~2021)(以下、「低炭素プラン」という。)」に基づき、温暖化対策に関する施策を総合的に実施しています。

本報告書では、平成24年度(2012年度)における温暖化対策に関する取り組みの結果として、低炭素プランで定めた目標の達成状況や主な事業・取り組みの実施状況などを、項目に沿って取りまとめています。

また、平成25年度(2013年度)以降の計画の推進に向けて、課題や今後の予定を整理しています。

本報告書により、本市の温暖化対策に関する取り組みにご理解いただき、今後とも、低炭素プランの推進にご協力をお願いいたします。

低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)

平成24年度(2012年度)年次報告書

目 次

第1章 計画の概要

- 1. 計画の趣旨 1
- 2. 基本的事項 4

第2章 市域施策編の進捗状況

- 1. 市域における温室効果ガス排出量 10
- 2. 具体的な目標の実施状況・達成状況 12
- 3. 施策の実施状況(施策の分野ごとの進捗状況) 14
- 4. 重点プロジェクトの実施状況 29

第3章 市役所事務事業編の進捗状況

- 1. 市の事務・事業から発生した温室効果ガス排出量 32
- 2. 取り組みの推進状況 35

第4章 今後の推進に向けて

- 1. 市域施策編について 40
- 2. 市役所事務事業編について 41

- 用語集 42

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

(1) 計画の目的

地球温暖化対策については、1990年代以降国際的にさまざまな取り組みが行われ、世界各国で温室効果ガス排出量の削減が大きな命題となっています。我が国においても国を挙げて取り組むべき課題となっており、現在では、地方公共団体による実効性のある施策が次々と実施され、地球温暖化対策における地方公共団体の果たす役割の重要性は高まりつつあります。

こうした状況から、本市においても地球温暖化対策を推進していくにあたり、短期的な視点だけではなく、将来の横須賀市を見据え、次世代を担う子どもたちにより良い横須賀市の環境を引き継いでいくために、「低炭素プラン」を2011年(平成23年)3月に策定しました。市民、事業者、市などが役割分担あるいは協働し、総合的、かつ効果的に地球温暖化対策を推進していくことを目的としています。

(2) 計画の経緯

国では、1997年(平成9年)12月に開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」で合意した温室効果ガス削減のための国際的な約束である「京都議定書」の確実な目標達成に向け、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)」を1998年(平成10年)10月に制定しました。

また、「京都議定書」が2005年(平成17年)2月に発効したことから、国はこの「温対法」を2008年(平成20年)6月に改正し、同法20条の3において都道府県並びに政令指定都市、中核市および特例市に対し、区域全体の自然的・社会的条件に応じた施策を盛り込んだ「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」の策定を義務づけました。

改正された「温対法」に基づき、本市は地球温暖化対策に関する計画の体系を見直しました(P.2図1参照)。

これまで、市域における温室効果ガス排出量削減を目的とした「横須賀市地球温暖化対策地域推進計画」で担ってきた部分を「市域施策編」とし、市の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量削減を目的とした「横須賀市地球温暖化対策実行計画」で担ってきた部分を「市役所事務事業編」としています。

なお、新エネルギーに関して、市域における普及啓発と市の公共施設への積極的導入を目的とした「横須賀市新エネルギービジョン」で担ってきた部分は、「市域施策編」「市役所事務事業編」それぞれに継承しています。

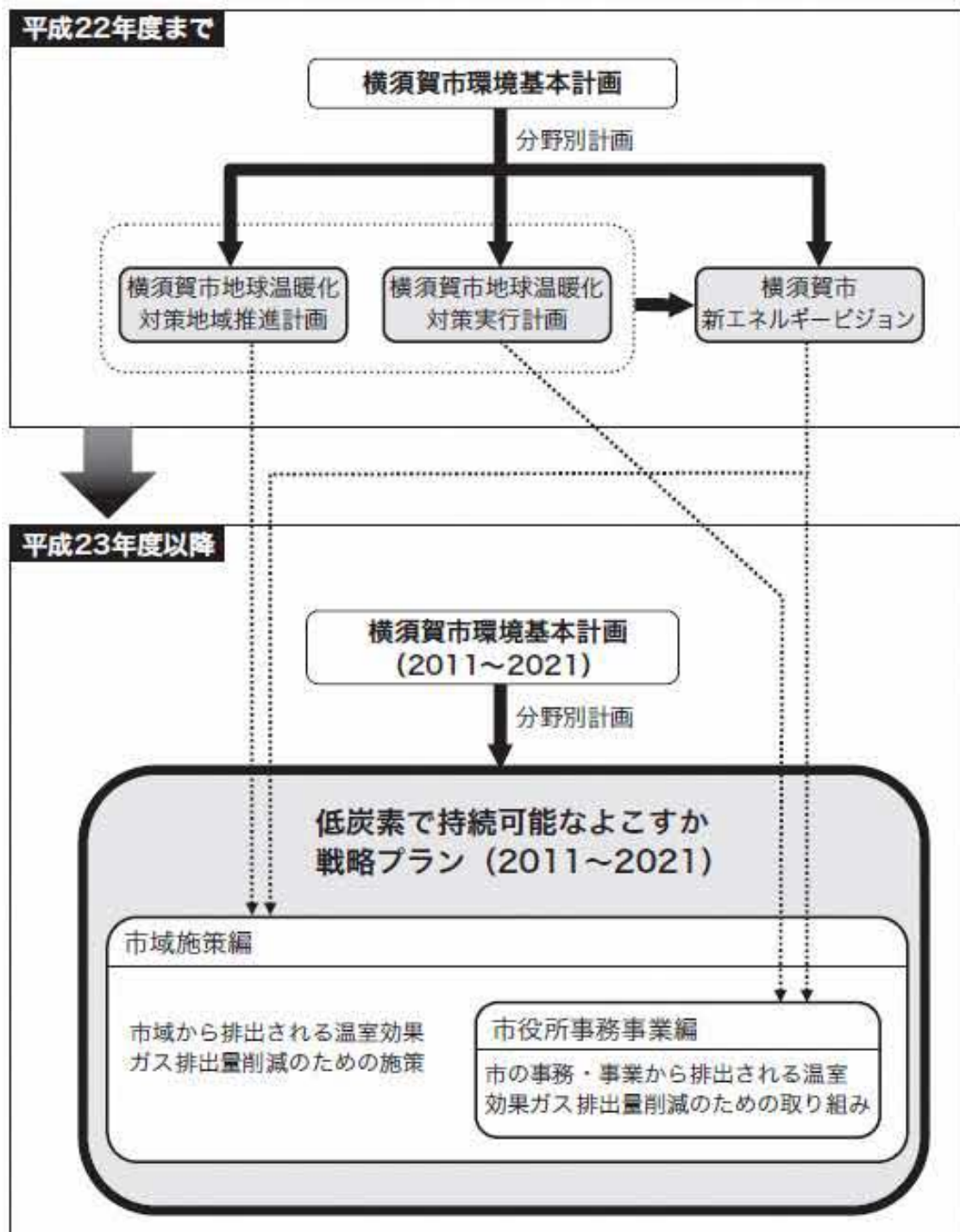


図1 「低炭素プラン」の概念図

(3) 計画の位置付け

この計画は、「横須賀市環境基本計画(2011～2021) (以下、「環境基本計画」という。)」の地球温暖化対策分野における分野別計画として位置付けています。

さらに、同じく「環境基本計画」の分野別計画である「横須賀市みどりの基本計画」、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」等と連携、調整を図りつつ、「環境基本計画」に掲げている地球温暖化対策分野の基本目標の達成に寄与する計画としています。

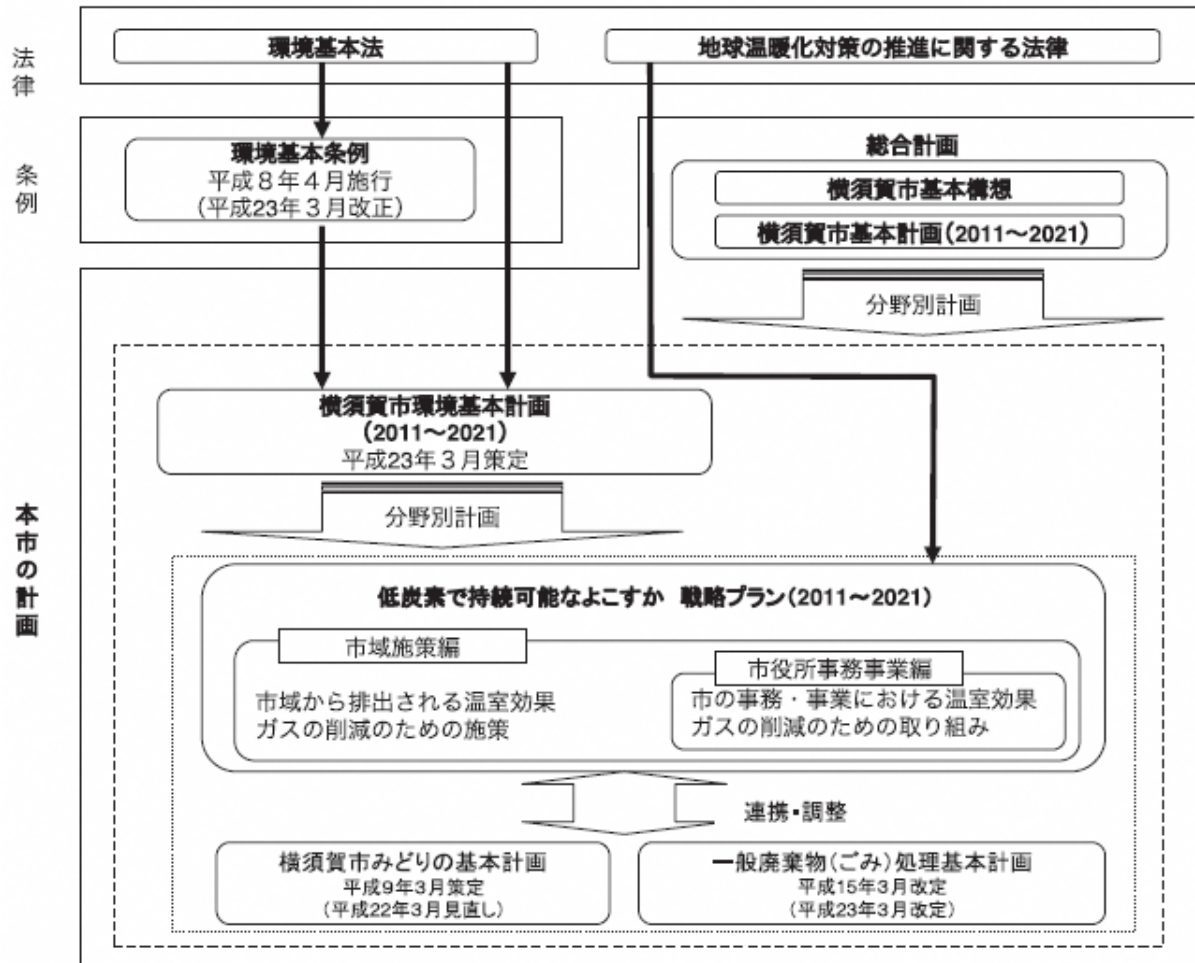


図2 計画と法律・条例・市の総合計画などとの関係(位置付け)

2. 基本的事項

(1) 市域施策編における基本的事項

① 基準年度

市域施策編の基準年度は、1990年度(平成2年度)としています。

② 計画期間および目標年度

i. 計画期間

上位計画にあたる「横須賀市基本計画(2011～2021)」および「環境基本計画」との整合を図り、2011年度(平成23年度)から2021年度(平成33年度)までの11年間としています。

なお、計画の中間年にあたる2015年度(平成27年度)に必要な応じて計画の見直しを行うこととしています。

ii. 目標年度

ア. 中期目標の年度

上位計画にあたる「横須賀市基本計画(2011～2021)」および「環境基本計画」との整合を図り、2021年度(平成33年度)としています。

イ. 長期目標の年度

国では2050年(平成62年)に1990年(平成2年)比80%削減を目指す「温室効果ガス2050年80%削減のためのビジョン」を2009年(平成21年)8月に発表しました。

しかし、2050年度(平成62年度)という長期的見通しを目標とした具体的な対策を自治体レベルで検討することは困難であるため、2050年度(平成62年度)の長期目標は目安として設定しています。

基準年度	1990年度(平成2年度)
計画期間	2011年度(平成23年度)～2021年度(平成33年度)の11年間
中期目標の年度	2021年度(平成33年度)
長期目標の年度	2050年度(平成62年度)

③ 削減目標

削減目標(中期目標)については、「対策実施ケース※」における削減率を目標として設定しています。

※ 対策実施ケースでは、各排出部門において実施可能と考えられる対策を講じた場合に削減できる温室効果ガス排出量を推計しています。

市域における温室効果ガス排出量を2021年度(平成33年度)に基準年度(1990年度(平成2年度))比で20%削減することをめざします。

この目標数値は、エネルギー転換部門などの現状趨勢による減少分の約12.2%を除いた場合には約7.8%となり、これが実際に市民や事業者などの努力によって削減される温室効果ガス排出量となります。火力発電所などのエネルギー転換部門における温室効果ガス排出量の減少は、対策の効果による削減分ではないことから、全体の削減目標と併せて、エネルギー転換部門などの現状趨勢により減少する部分を除いた「対策による実質的な削減目標」についても表1のとおり、明記しています。

なお、中期目標については、今後、国際情勢の変動や国の方針などが変更された場合には、必要に応じて目標値を見直すこととしています。

長期目標については、本市が長期的に目指すべき目安として、国の長期目標を参考とし、2050年度(平成62年度)までに基準年度(1990年度(平成2年度))比で温室効果ガス排出量を80%削減することを目安としています。

表1 目標年度および削減目標

目標	目標年度	削減目標 (横須賀市)	
中期目標	2021年度 (平成33年度)	20%	【現状趨勢による減少】 12.2%
			【対策による実質的な削減目標】 7.8%
長期目標	2050年度 (平成62年度)	80%【目安】	

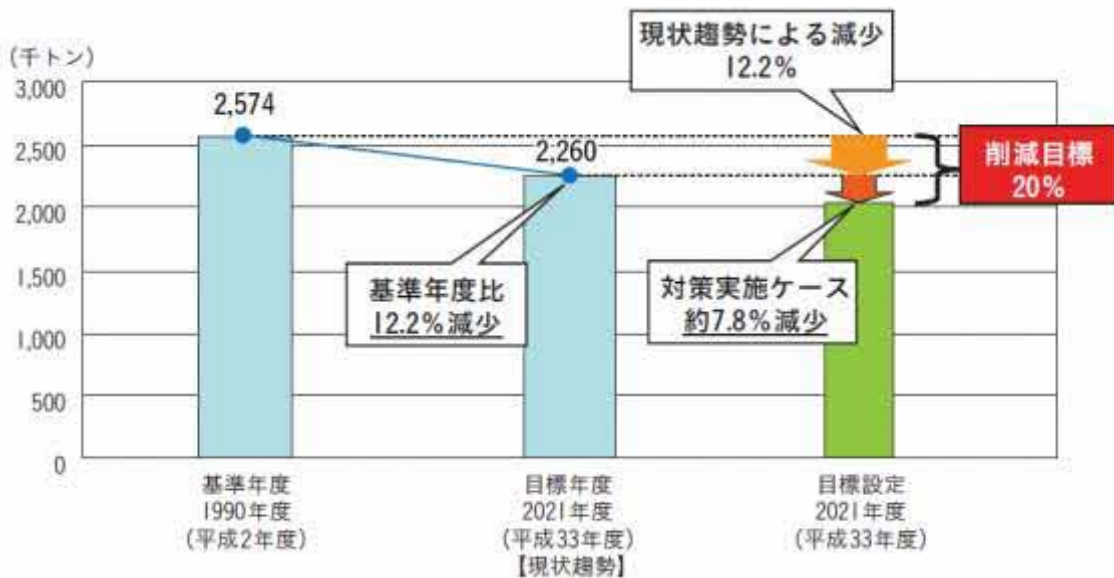


図3 温室効果ガス排出量削減の目標

2011年(平成23年)3月に発生した東日本大震災以降の社会情勢等の変化を受けて、削減目標等は見直す必要がありますが、国の新たな削減目標※(2013年(平成25年)11月公表)が「今後のエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定する」としているため、本市としては国の動向を注視しつつ、計画の中間年にあたる2015年度(平成27年度)の見直しを視野に入れています。

※ 「2020年度(平成32年度)に2005年度(平成17年度)比 3.8%削減」という新目標を設定
⇒原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めず

④ 体系

市域施策編では、温室効果ガス排出量の削減に向けた目標の達成のため、「基本方針」に基づき、「施策の方針」を設定し、さらに「施策の分野」に分類し、分野ごとに具体的な施策や事業を推進していきます。

施策や事業の推進にあたっては、庁内各部局と連携を図るとともに、市民・事業者などと役割分担あるいは協働することにより、効率的・効果的な推進を図ります。

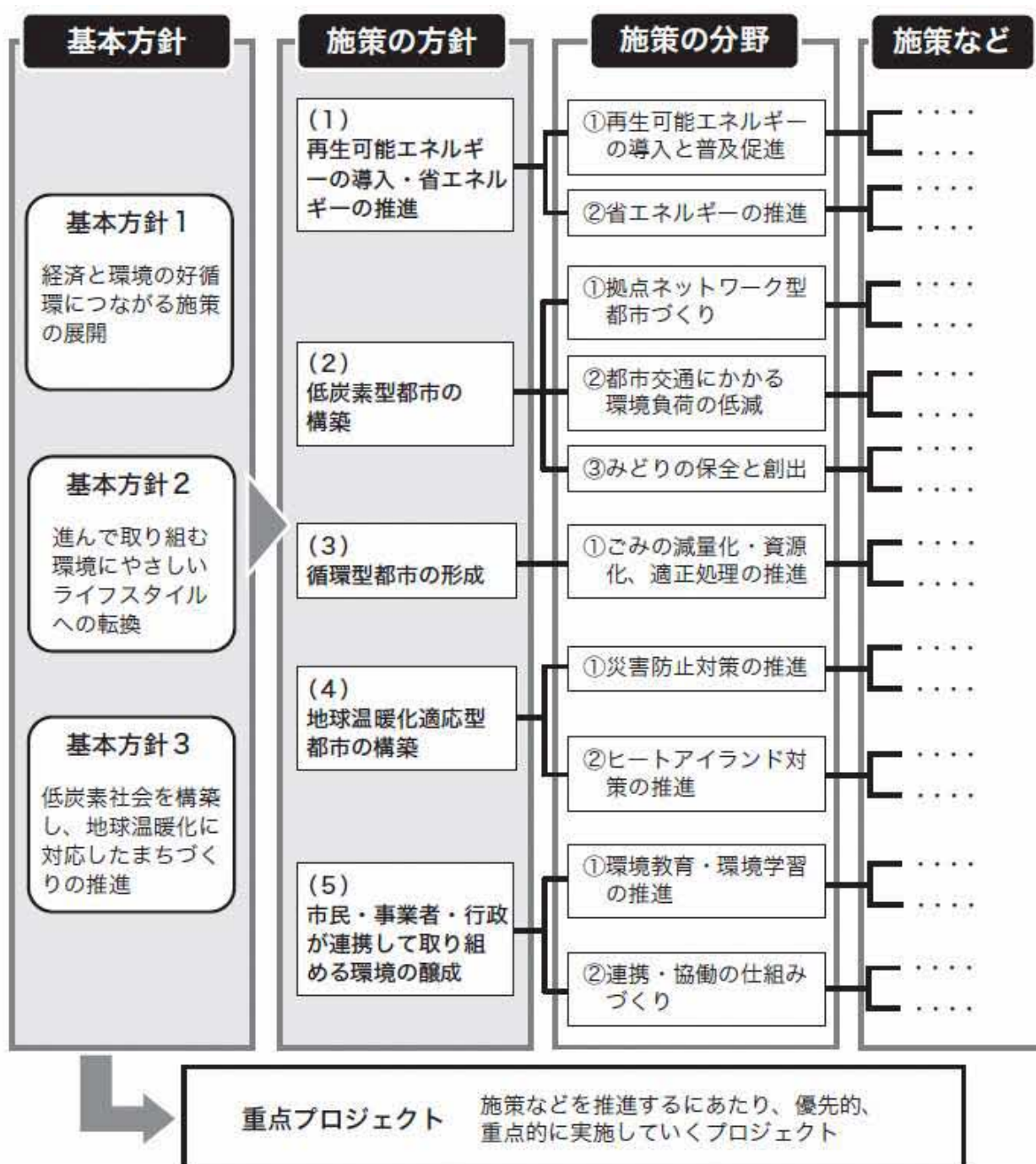


図 4 市域施策編の体系

(2) 市役所事務事業編における基本的事項

① 市役所事務事業編について

「低炭素プラン」においては、横須賀市役所が一事業者として、事務・事業を執行する際に排出される温室効果ガスを削減するための取り組みを「市役所事務事業編」として記載しています。

これまで横須賀市役所では、2001年(平成13年)3月に策定、2003年(平成15年)3月、2006年(平成18年)3月に改定した「横須賀市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務・事業から発生する温室効果ガスの削減のための取り組みを推進してきました。

これらの取り組みを環境マネジメントシステム(1999年度(平成11年度)から「ISO14001」、2007年度(平成19年度)からは本市独自システムである「横須賀市環境マネジメントシステム(YES)」)により、進行管理(点検・改善)をしてきました。

「低炭素プラン」においても、「横須賀市環境マネジメントシステム(YES)」を活用し、継続的な改善を行いながら、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを推進しています。

② 計画期間および目標年度等

「市役所事務事業編」においては、計画期間および目標年度等を次のとおりとしています。

基準年度	2008年度(平成20年度)	※参考として1990年度(平成2年度)を併記
目標年度	2021年度(平成33年度)	
計画期間	2011年度(平成23年度)～2021年度(平成33年度)の11年間	

③ 温室効果ガス排出量の算出方法

i. 基準年度(2008年度(平成20年度))の温室効果ガス排出量

2008年度(平成20年度)の温室効果ガス排出量は、実績値を用いています。

ii. 2021年度(平成33年度)趨勢値

2021年度(平成33年度)趨勢値については、2008年度(平成20年度)の温室効果ガス排出量をもとに、このまま推移すると想定して推計していますが、今後、温室効果ガス排出量が増減すると推測される以下の2項目については、その増減分の推計を見込んでいます。

ア. 「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づく廃棄物処理施設(焼却施設)のごみの焼却における温室効果ガス排出量

イ. 「水道事業・下水道事業マスタープラン(2011～2021)」に基づく上下水道施設(浄化センターなど)における活動による温室効果ガス排出量

iii. 1990年度(平成2年度)の温室効果ガス排出量

参考として「市域施策編」の基準年度である1990年度(平成2年度)の温室効果ガス排出量を併記していますが、実績データがないため、把握している1998年度(平成10年度)の実績データをもとに推計しています。

iv. 削減目標の考え方

2021年度(平成33年度)における削減目標は、施設における設備更新（冷却塔やポンプなど）および設備の適正な運用（空調の効率的な運転管理など）、また各職場における環境配慮への取り組みを確実に実践することで削減できる温室効果ガス排出量を算出し、目標として設定します。

④ 市役所事務事業編の対象範囲

市役所事務事業編の対象は、表2のとおり、施設の運営・管理・使用並びに事務の執行に関する全ての部局が範囲です。また、指定管理者施設については、原則対象外としますが、参考として指定管理者施設を含めた排出量や増減率についても、併せて把握・公表します。

表2 各部局における主な施設など

部 局	主な施設など	【参考】主な指定管理者施設
政策推進部	—	横須賀芸術劇場、文化会館など
総務部	本庁舎、職員厚生会館、共用倉庫、公用車車庫	—
市民部	行政センター、コミュニティセンター、役所屋など	市民活動サポートセンター
福祉部	総合福祉会館	福祉援護センター、老人デイサービスセンターなど
健康部	ウェルシティ、中央斎場、看護専門学校、動物愛護センター、健康安全科学センター	健康増進センター、市民病院、うわまち病院、救急医療センター
こども育成部	はぐくみかん、保育園、青少年会館、青少年の家など	田浦青少年自然の家、療育相談センターなど
環境政策部	小川町自動車排出ガス測定局	市立公園、市立公園プールなど
資源循環部	リサイクルプラザ、南処理工場、資源循環第1・2・3事務所など	—
経済部	—	産業交流プラザ、勤労福祉会館
土木部	渡船待合所、資材置場、自転車等保管所、道路維持センターなど	自転車等駐車場
港湾部	—	港湾緑地、ボートパークなど
上下水道局	水道施設（浄水場ほか）、下水処理施設（浄化センターほか）、小川町車庫	—
消防局	消防庁舎、消防署（分署・出張所を含む）など	—
教育委員会	市立学校および市立幼稚園、図書館、博物館、美術館など	市立体育会館、市立温水プール

⑤ 削減目標

「市役所事務事業編」での削減目標を次のとおりとしています。

市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量を2021年度(平成33年度)に基準年度(2008年度(平成20年度))比で5%削減することをめざします。

なお、この目標は、1990年度(平成2年度)比で1.1%の削減となります。

i. 指定管理者施設の取り扱いについて

「市役所事務事業編」では、指定管理者施設における事務・事業から発生する温室効果ガス排出量については、対象外としています。これは、環境省の「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアルおよび温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(2007年(平成19年)3月)」では、他に委託して行う事務・事業は原則として算定の対象外としているためです。

しかしながら、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下、「省エネ法」という。)」では、指定管理者施設も市がエネルギー管理を行うこととなっていることから、市では指定管理者施設に対しても、横須賀市環境マネジメントシステム(YES)により温室効果ガス排出量の削減および環境への配慮を要請しています。

「市役所事務事業編」においては、指定管理者施設を含めた温室効果ガス排出量についても、参考として、併せて把握・公表をすることとします。

なお、指定管理者施設を含めた増減率は、
2008年度(平成20年度)比で4.4%の削減
1990年度(平成2年度)比で9.2%の増加となります。

ii. 温室効果ガス排出係数

市の事務・事業から発生する温室効果ガスは、直接排出量を測定するものではなく、活動量(例えば電気、ガス、ガソリンなどの使用量)と排出係数(単位使用量あたりの温室効果ガス排出量)により算定を行います。

(例：電気の使用によるCO₂排出量(kg-CO₂) = 電気使用量(kWh) × 電気の排出係数(kg-CO₂/kWh))

排出係数は電気やガスによる温室効果ガスの排出実態に合わせて、国等において算出されるもので適宜更新されます(特に電気の排出係数は毎年更新されます)。「市役所事務事業編」においては、目標に対して実際の活動の状況(活動量)を把握・評価・見直しを行っていくため、計画期間中の排出係数を一定としています。

なお、「市域施策編」においては毎年度の排出係数を使用して温室効果ガスを算定することとしているため、「市役所事務事業編」においても参考として毎年度の排出係数を使用した数値を併せて把握・公表をすることとします。

第2章 市域施策編の進捗状況

1. 市域における温室効果ガス排出量

市域における温室効果ガス排出量は、毎年推計を行い公表していきます。

ただし、市域における温室効果ガス排出量は、各種統計などのデータを用いて推計するため、現在把握できる直近の数値は、2011年度(平成23年度)の排出量となります。

2011年度(平成23年度)の市域における温室効果ガス排出量の状況について、図5、図6および表3に示します。

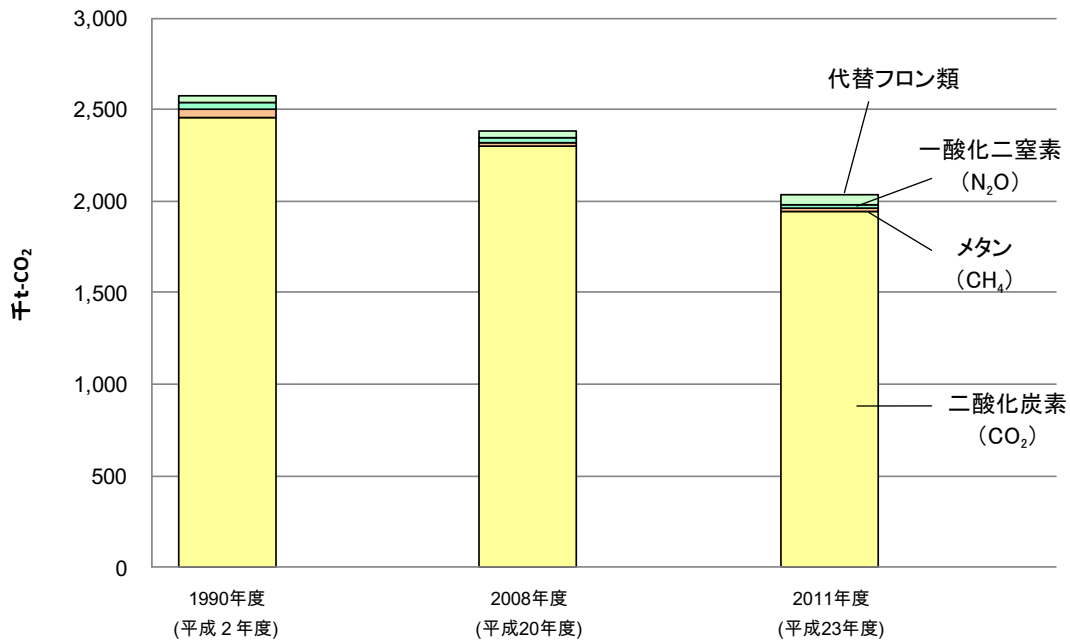


図5 横須賀市の種類別温室効果ガス排出量の推移

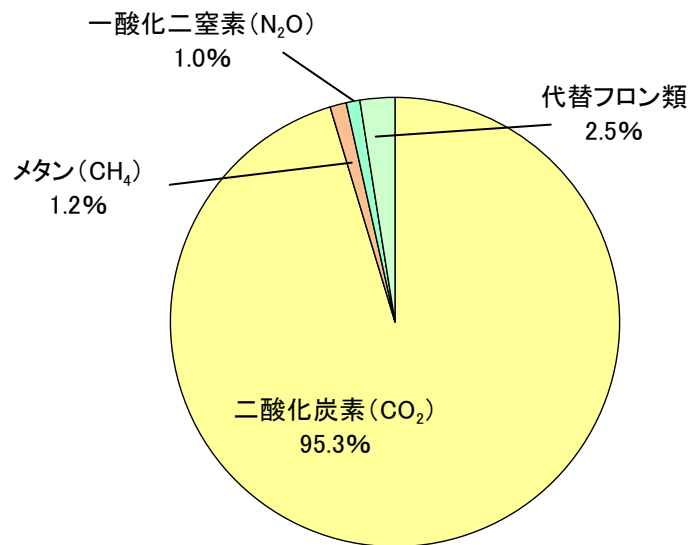


図6 横須賀市の種類別温室効果ガス排出量 (2011年度(平成23年度))

表3 横須賀市域における温室効果ガス排出量の状況

(単位:千トン)

部 門	基準年度 1990年度(平成2年度)	2008年度 (平成20年度)	2011年度 (平成23年度)	基準年度比 2011年度(平成23年度)	
二酸化炭素(CO ₂)	2,459	2,302	1,938	-21.2%	
エネルギー転換部門	495	165	104	-79.0%	
産業部門	農林業	3	2	-33.3%	
	水産業	45	17	-64.4%	
	建設業	42	32	-45.2%	
	製造業	527	516	-28.5%	
	小計	617	567	-32.3%	
民生家庭部門	356	481	477	34.0%	
民生業務部門	387	551	458	18.3%	
運輸部門	自動車	355	300	299	-15.8%
	鉄道	22	21	24	9.1%
	船舶	184	170	106	-42.4%
	小計	561	491	429	-23.5%
廃棄物部門	43	47	52	20.9%	
その他ガス	115	83	96	-16.5%	
合 計	2,574	2,385	2,034	-21.0%	

注1) 四捨五入しているため、各欄の数値と合計値は一致しない場合があります。

注2) 「各部門」の説明については、42ページからの「用語集」に記載しています。

横須賀市域における2011年度(平成23年度)の温室効果ガスの総排出量は、約2,034千トンであり、基準年度である1990年度(平成2年度)と比較すると21.0%減少しています。

部門別でみると、火力発電所などのエネルギー転換部門が79.0%の減少となっており、全体の温室効果ガス排出量の減少に大きく影響していることが分かります。エネルギー転換部門のほかに減少傾向にあるのは、産業部門と運輸部門です。産業部門は、製造業のほとんどの業種における出荷額の減少、運輸部門は、船舶における貨物輸送量や旅客輸送人員の減少が主な要因として考えられます。

また、増加傾向にあるのは民生家庭部門、民生業務部門、廃棄物部門であり、特に民生家庭部門、民生業務部門については、国や神奈川県と同様に増加しています。

本市においては、民生家庭部門は、世帯数の増加と家電製品の全国的な保有台数の増加、民生業務部門は、平成町や横須賀リサーチパーク(YRP)の開発による事務所や小売などの延床面積の増加と空調・照明設備の増加、オフィスのOA化、廃棄物部門は、産業廃棄物の処理量の増加が要因として考えられます。

2. 具体的な目標の実施状況・達成状況

ここでは、本計画に掲げた5つの施策の方針に掲げた「具体的な目標」について、その実施状況・達成状況を記載したうえで、進捗状況をまとめています（それぞれの施策の方針に係る取り組みの実施状況については、括弧で記載したページをご参照ください）。

施策の方針（1）再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの推進（P. 14～18）

具体的な目標	2012年度(平成24年度)実施状況・達成状況
● 市域における太陽光発電などの新エネルギーの普及啓発をはかります。	● 戸建住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を666件(2,592.73kW)実施したほか、多様なエネルギーシステムへの補助も開始しました。
● 省資源・省エネルギーに取り組む家庭や企業などの増加をはかります。	● 家庭や企業における節電の取り組みの情報提供などを実施しました。
● 商店街の街路灯などへの省エネ電球の導入支援をはかります。	● 商店街の街路灯を水銀灯から省エネ電球に交換する事業等に対する補助を1団体に対して実施しました。
総 評	<p>施策の方針（1）に掲げる具体的な目標の実施状況・達成状況は概ね良好であり、目標年度である2021年度(平成33年度)に向けて着実に取り組みを実施しています。今後も継続して取り組みを進めることが重要です。</p>

施策の方針（2）低炭素型都市の構築（P. 19～23）

具体的な目標	2012年度(平成24年度)実施状況・達成状況
● 拠点ネットワーク型都市の構築を推進し、徒歩や自転車、公共交通機関を利用するまちづくりをめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 新港埠頭交流拠点の整備を推進しました。 ● 横須賀中央・三笠循環バスが2013年(平成25年)3月に運行を開始しました。
● ハイブリッド型バスの導入促進など、市域の公共交通機関のクリーンエネルギー化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● EVタクシー導入モデル事業を実施しました。 乗車人数：92,564人（市民5人に1人が乗車）
● 温室効果ガスの吸収源としてのみどりがある都市公園などの面積を460.7haとし、維持します。	● 都市公園の面積は、493.2haでした（近郊緑地特別保全地区の買取等により前年度から10.8ha増加）。
総 評	<p>施策の方針（2）に掲げる具体的な目標の実施状況・達成状況は概ね良好であり、目標年度である2021年度(平成33年度)に向けて着実に取り組みを実施しています。</p> <p>なお、都市公園の面積増については、近郊緑地特別保全地区における土地の買取が主な要因であるため、みどりの量として増加したものではありません。しかしながら、緑地が公園として位置付けられたことで、今後、みどりが適切に保全されていくことにつながります。</p>

施策の方針（３）循環型都市の形成（P. 24～25）

具体的な目標	2012年度(平成24年度)実施状況・達成状況
● ごみの発生抑制などにより、温室効果ガス排出量の削減をめざします。	● ごみの排出量は152,787tで、前年度に比べ約0.8%削減しました。
● ごみの焼却量を2009年度(平成21年度)に比べ、約15%削減することをめざします。	● ごみ焼却量は101,734tで、2009年度(平成21年度)に比べ、約2.9%削減しました。
● 発生したごみを極力資源化し、資源化率約42%をめざします。	● 資源化率は33.8%であり、前年度に比べ0.9ポイント減少しました。
総 評	<p>施策の方針（３）に掲げる具体的な目標の達成にはほど遠い状況にあります。これは、目標の達成には、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に掲げた施策の実施と「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」に基づいた施設整備が必要となるためです。施設整備による効果の例としては、不燃ごみ等選別施設において、不燃ごみ等から金属類を資源化することなどが挙げられます。</p> <p>現状では、施設整備以外の手法により、循環型都市の形成に向けた3Rの推進、減量化・資源化、適正処理に取り組んでおり、実施状況は概ね良好です。</p>

※ ごみの排出量等の推移や本計画の基準年度との比較については、P. 25をご覧ください。

施策の方針（４）地球温暖化適応型都市の構築（P. 26）

具体的な目標	2012年度(平成24年度)実施状況・達成状況
● 地球温暖化の影響への対応として、災害対策やヒートアイランド対策を推進します。	<p>● 津波ハザードマップを改訂し、市民に配布しました。</p> <p>● 「横須賀市地球温暖化対策地域協議会」と連携し、緑のカーテン講習会および緑のカーテンコンテストを実施しました。</p>
総 評	<p>施策の方針（４）に掲げる具体的な目標の実施状況・達成状況は概ね良好であり、今後も継続して、「適応策」に関する取り組みを推進していくとともに、周知啓発を図っていきます。</p>

施策の方針（５）市民・事業者・行政が連携して取り組める環境の醸成（P. 27～28）

具体的な目標	2012年度(平成24年度)実施状況・達成状況
● 「横須賀市地球温暖化対策地域協議会」と連携し、地域における地球温暖化対策の取り組みを推進します。	● 「横須賀市地球温暖化対策地域協議会」と連携し、よこすか節電チャレンジや省エネ節電ミニセミナーなどを実施しました。
● 地球温暖化対策や新エネルギー分野における環境教育・環境学習の実践をはかります。	<p>● NPOによる体験型環境学習を実施しました。</p> <p>● 環境学習冊子「よこすかのかんきょう」を希望校などに配布しました。</p>
総 評	<p>施策の方針（５）に掲げる具体的な目標の実施状況・達成状況は概ね良好であり、目標年度である2021年度(平成33年度)に向けて着実に取り組みを実施しています。今後も各主体と連携した取り組みをさらに推進していきます。</p>

3. 施策の実施状況（施策の分野ごとの進捗状況）

ここでは、市域施策編の「施策」を具体的に推進する事業・取り組みの2012年度(平成24年度)進捗状況について、施策体系に従い、その調査結果を整理しています。

施策の方針（1）再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの推進

施策の分野①「再生可能エネルギーの導入と普及促進」の実施状況

事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
i. 新エネルギーなどの利用促進		
(ア) 太陽光発電システムや太陽熱利用システムの普及啓発および導入促進を図ります。		
太陽光発電、太陽熱利用システム、高効率給湯器などの効果や機器についての情報提供 (環境政策部環境企画課)	・補助金に関する広報を実施	・引き続き、補助金に関する広報を実施
市民の共同出資による太陽光発電などの“市民共同発電所”設置の検討 (環境政策部環境企画課)	・他自治体の動向を情報収集	・引き続き、他自治体の動向の情報収集を実施
太陽光発電システム等、新エネルギーに関する施設導入への支援 (環境政策部環境企画課)	・太陽光発電システム等を設置する一般家庭に対し、補助を実施 戸建住宅用太陽光発電システム 市補助額: 1kWあたり1万円 上限額3万円 県補助額: 1kWあたり1.5万円 上限額5.2万円 補助件数: 666件、2,592.73kW 【参考】2003年度(平成15年度)～2012年度(平成24年度)までの累積: 1,911件、6,773.22kW 共同住宅用太陽光発電システム 補助額: 1kWあたり1万円 上限額: 9.9万円 補助件数: 8件 家庭用燃料電池システム 補助額: 1件10万円 補助件数: 5件 太陽熱利用システム 補助件数: 0件 PCS(電気自動車充電設備) 補助額: 1件10万円 補助件数: 6件	・戸建住宅用太陽光発電システム補助は廃止し、スマートハウス促進の補助へ変更 ・共同住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、太陽熱利用システム、PCS(電気自動車充電設備)は引き続き、補助を実施
太陽光発電事業に係る市施設の屋根貸し事業 (環境政策部環境企画課)	・太陽光発電などの電力を全量買い取る「固定価格買取制度」の開始に伴い、市施設の屋根を民間事業者へ貸し出し、市は使用料を徴収し、事業者は発電による売電収入により利益を図る事業を実施するにあたり、発電事業者の募集・選考を行い6施設の事業者が決定した	・決定した発電事業者と協定締結後、目的外使用許可を行い、事業者が発電事業を開始する
大規模土地利用行為における再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進 (環境政策部環境企画課)	・大規模土地利用行為連絡調整会議において、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入に関する意見を提出: 4件	・大規模土地利用行為連絡調整会議に該当する案件が生じた場合、同様に意見を提出する

事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
i. 新エネルギーなどの利用促進		
(イ) 商店街や事業所が密集している地区への太陽光などの新エネルギーの導入支援を検討します。		
商店街などへの太陽光など新エネルギー導入を促進するための支援や共同利用できる仕組みなどについての検討 (経済部商業観光課)	・商店街の共同施設補助ではソーラー街路灯等も補助対象としているが、実績なし	・引き続き、商店街の共同施設補助にソーラー街路灯等を補助対象とする
(ウ) 市民や事業者などへの新エネルギーに関する情報提供および情報発信を推進します。		
国や県などの助成制度をはじめ、新エネルギー導入のための情報提供 (環境政策部環境企画課)	・太陽光発電補助開始時の広報よこすか等への補助内容の掲載 ・庁内でのパンフレットの配架 ・市ホームページでの補助制度の情報提供	・太陽光発電補助開始時の広報よこすか等による補助内容の情報提供 ・庁内でのパンフレットの配架 ・市ホームページでの補助制度の情報提供
(エ) 剪定枝などの有効利用について検討します。		
剪定枝および樹林地の維持管理における間伐材などの発生材を資源として有効利用するための検討 (資源循環部資源循環総務課) (環境政策部環境企画課)	・資源化事業者ヒアリングを実施	・事業系の植木剪定枝の資源化に向けて課題を整理し、実施に向けた具体的な方針を検討する ・長期的な視点で間伐材の活用について検討していく

施策の分野②「省エネルギーの推進」の実施状況

事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
i. 市民のライフスタイルの転換		
(ア) 市民の省エネ・省資源の意識向上および実践活動についての普及啓発を進めます。		
環境家計簿などを活用した省エネルギー活動への取り組みの促進 (環境政策部環境企画課)	・市ホームページでの環境家計簿の情報提供	・引き続き、市ホームページにおいて環境家計簿の情報提供を実施
「横須賀市環境配慮指針 日常生活編」の活用 (環境政策部環境企画課)	・本庁、各行政センターに配架	・本庁、各行政センターに配架 ・環境基本計画(2011～2021)を踏まえて、内容の見直しを行う
省エネに関する顕彰制度等の検討 (環境政策部環境企画課)	・学校や家庭の省エネ・節電の取り組みを顕彰する「夏休みエコチャレンジポイント事業」を小学校2校で実施 ・横須賀市地球温暖化対策地域協議会で、夏季節電の達成者にLED電球をプレゼントする「よこすか節電チャレンジ(応募数:231件)」、小・中学生を対象にした「節電コンクール(応募数:50件)」を実施	・学校や家庭の省エネ・節電の取り組みを顕彰する「夏休みエコチャレンジポイント事業」を実施 ・横須賀市地球温暖化対策地域協議会で、夏季節電の達成者にLED電球をプレゼントする「よこすか節電チャレンジ」、小・中学生を対象にした「節電コンクール」を実施
(イ) 家庭でできる具体的な取り組みに関する周知啓発を進めます。		
雨水の利用など資源の再利用についての情報提供 (環境政策部環境企画課)	・情報収集を行い、周知方法などを検討	・情報収集を行い、ホームページなどによる周知を検討
家庭で取り組む省エネについての情報提供 (環境政策部環境企画課)	・広報よこすかや市のホームページで、家庭における節電の取り組みなどの情報提供を実施	・広報よこすかや市のホームページで、節電をはじめとした省エネの取り組みなどの情報提供

事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
i. 市民のライフスタイルの転換		
(イ) 家庭でできる具体的な取り組みに関する周知啓発を進めます。		
自然通風の利用と温度上昇の緩和を促進する「緑のカーテン」などの周知啓発 (環境政策部環境企画課)	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会5周年記念イベントの中で、「緑のカーテン講習会」を実施 1回、参加者数:102人 ・横須賀市地球温暖化対策地域協議会で「緑のカーテンコンテスト」を実施 応募数:6件 ・市の施設(20カ所)で緑のカーテンに取り組み、ホームページなどで周知	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会で、緑のカーテン講習会(1回)および緑のカーテンコンテスト(1回)を実施 ・市の施設(24カ所)で緑のカーテンに取り組み、ホームページなどで周知
ii. 住宅の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進		
(ア) 家庭でのエネルギー使用量の「見える化」を促進します。		
家庭でのエネルギー使用量がわかる「省エネナビ」などの普及についての検討 (環境政策部環境企画課)	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会で「省エネナビ」「ワットモニター」を市民へ貸し出し	・引き続き、横須賀市地球温暖化対策地域協議会で「省エネナビ」「ワットモニター」の市民への貸し出しを実施
家庭や事業所でのエネルギーの有効利用について検証する「省エネルギー診断」の仕組みづくりの検討 (環境政策部環境企画課)	・県地球温暖化防止活動推進センターによる「うちエコ診断」への協力	・国や県などの省エネルギー診断に関する情報収集を実施
(イ) 省エネ型家電についての情報提供および情報発信を推進します。		
省エネ型家電、高効率照明、高効率給湯器などの普及促進のための情報提供および普及啓発 (環境政策部環境企画課)	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会と協力し、イベント等でLED電球などのPRを実施	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会と協力し、イベント等でLED電球などのPRを予定
高効率給湯器やLED照明などの省エネ機器導入への支援 (環境政策部環境企画課)	・家庭用燃料電池システムの補助制度を実施 補助額:1件10万円 補助件数:5件	・家庭用燃料電池システムの補助制度を継続
(ウ) 建築物における省エネルギー化や省エネルギー機器などについての情報提供・情報発信を推進します。		
建築物の新築・増改築時における省エネ性能の高い「エコ住宅」や「エコリフォーム」に関する情報提供 (都市部建築指導課) (環境政策部環境企画課)	・長期優良住宅認定申請に係るパンフレットの配架 申請件数:224件	・長期優良住宅認定申請に係るパンフレットの配架
「低炭素建築物」の認定制度 (都市部建築指導課)	・「都市の低炭素化の促進に関する法律(2012年(平成24年)12月4日施行)」に基づく低炭素建築物の認定制度 認定件数:0件	・制度運用の継続
iii. 事業活動における省エネルギーの推進		
(ア) 事業者の省エネ活動を促進するための普及啓発を進めます。		
事業活動における環境配慮行動を示した環境配慮指針「事業活動編」の普及 (環境政策部環境企画課)	・本庁、各行政センターに配架	・本庁・各行政センターに配架 ・環境基本計画(2011～2021)を踏まえて、内容の見直しを行う
事業者に対するESCO事業※などについての普及啓発 (環境政策部環境企画課)	・事業者に節電の取り組みに関する情報提供を実施	・情報収集を行い、ホームページなどによる周知を検討
※ 工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、省エネルギーを実現する事業。ESCO事業者は、削減されたエネルギーコスト(光熱水費)の中から報酬を得る		

事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
iii. 事業活動における省エネルギーの推進		
(ア) 事業者の省エネ活動を促進するための普及啓発を進めます。		
深夜の営業時間短縮やライトダウンなどの取り組みについての検討 (環境政策部環境企画課)	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会が、ライトダウンの取り組みを実施 報告数: 家庭6件、事業所5件	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会が、ライトダウンの取り組みを予定
市街地再開発事業などにおける効率的なエネルギー利用の推進 (都市部市街地整備景観課)	・市街地再開発事業において解体除却工事を完了	・市街地再開発事業において新築工事着工
(イ) 事業者と市が協力した省エネ活動を推進します。		
スーパーや商店街との協力によるレジ袋の使用削減などの取り組みの推進 (資源循環部資源循環総務課) (資源循環部資源循環推進課)	・ごみ処理基本計画の進行管理 ・広報紙で簡易包装の推進を呼びかけるとともに、商店街代表者へ簡易包装推進のお願いおよびポスターを送付 ・簡易包装推進を呼びかけるポスターの作成および掲示 ・2009年(平成21年)5月に賛同した神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取り組みの実践に関する宣言に協力	・ごみ処理基本計画の進行管理 ・簡易包装推進およびレジ袋削減を呼びかけるポスターを作成・掲示するほか、商店街代表者へ協力依頼 ・引き続き、神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取り組みの実践に関する宣言に協力
(ウ) 事業者のISO認証などの取得を支援します。		
ISO14001 ^{*1} およびエコアクション21 ^{*2} 認証取得の支援 (経済部経済企画課) ^{*1} ISO(国際標準化機構)が発効した環境マネジメントシステム規格。環境の継続的改善を図ろうとするもの ^{*2} 環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度。ガイドラインでは、環境への取り組みを効果的に行うシステムを構築・運用する方法について規定している	・ISOの認証取得を検討している中小企業者および協同組合等に対する融資制度の設定: 申請なし (制度の内容) 資金使途 運転・設備資金 融資限度額 5,000万円 貸付利率 2.2%以内 ・ISO等の認証を得ようとする中小企業者または個人事業主に対し、補助制度を設定: 計21.1万円 エコアクション21 1事業所 ・ISOの認証取得を検討している事業者に対し、商工相談所相談員による相談: 申請なし	・引き続き、融資制度を設定する ・引き続き、補助制度を設定する ・引き続き、商工相談員による相談を実施する
iv. 建築物などの地域の省エネ化促進		
(ア) 省エネルギー機器の設置など建築物の省エネルギー化を推進します。		
既存建築物の省エネルギー診断の仕組みづくりの検討 (環境政策部環境企画課)	・国や県などの省エネルギー診断に関する情報収集を実施	・国や県で実施している省エネルギー診断の活用などを検討
BEMS [※] 導入のための情報提供および普及促進 (環境政策部環境企画課) [※] (Building Energy Management System: ベムス) IT技術の活用により業務ビルのエネルギー需要のマネジメントを支援するシステム	・BEMSに関する情報収集を実施	・BEMSに関する情報収集を行い、普及啓発を検討
IT機器や照明、高効率空調等の導入支援 (環境政策部環境企画課)	・LED照明導入支援などの情報収集を実施	・LED照明導入支援などの情報収集を実施 ・HEMS設置の導入補助を新設

事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
iv. 建築物などの地域の省エネ化促進		
(イ) 店舗や商店街などへの省エネルギー機器の導入支援を検討します。		
商店街などへの省エネルギー機器導入のための情報提供 (経済部商業観光課)	・商店街共同施設整備・補修事業補助制度の情報提供:101団体	・引き続き、商店街共同施設整備・補修事業補助制度の情報提供を実施
商店街等への省エネ機器導入の支援 (経済部商業観光課)	・商店街共同施設整備・補修事業補助を4団体4事業実施したが、そのうち1団体が街路灯の電球を水銀灯から省エネ電球に交換する事業を行った	・商店街共同施設整備・補修事業補助を4団体4事業に実施し、うち1団体1事業において、商店街アーケード補修事業の中で、省エネ電球への交換を予定
(ウ) 建築物の新築・増改築時での省エネルギー性能の高い設備の導入を促進します。		
大規模土地利用行為における再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進 (環境政策部環境企画課)	・大規模土地利用行為連絡調整会議において、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入に関する意見を提出:4件	・大規模土地利用行為連絡調整会議に該当する案件が生じた場合、同様に意見を提出する
開発行為等における環境配慮を示した環境配慮指針「開発行為等事業編」および「環境ナビゲーションシステム」などを利用した事業者との協議 (環境政策部環境企画課)	・環境配慮指針 開発行為等事業編について、パソコンによる検索が可能な「環境ナビゲーションシステム」を、「適正な土地利用の調整に関する条例」に基づく協議の際に開発事業者等に配付し、環境配慮の実践を促進 (CD-ROM:7件配付)	・引き続き、「適正な土地利用の調整に関する条例」に基づく協議の際に、環境ナビゲーションシステムを配付
一定規模以上の建築物への省エネ設備導入の促進 (都市部建築指導課)	・省エネルギー措置届出件数:57件	・継続実施

施策の方針（２）低炭素型都市の構築

施策の分野①「拠点ネットワーク型都市づくり」の実施状況

	事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
i. 拠点ネットワーク型都市づくり			
(ア) 中心市街地および拠点市街地における土地の高度利用と多様な都市機能の集積を図ります。			
	一定規模以上の開発区域内への新エネルギー導入の促進 (都市部都市計画課) (環境政策部環境企画課)	・大規模民間住宅開発地一団地について、太陽光発電付住宅を販売開始	・継続して販売中
	エコエネルギータウン化のモデル事業の可能性についての検討 (都市部都市計画課) (環境政策部環境企画課)	・市内2カ所において、発電容量2MWと500kWの太陽光発電事業の建設が決定	・市内2カ所の太陽光発電事業の開始
	「横須賀市都市計画マスタープラン」に基づいた中心市街地および拠点市街地に都市機能を集積した「歩いて暮らせる都市構造」形成の推進 (都市部都市計画課) (都市部市街地整備景観課)	・横須賀中央エリアの大滝町2丁目地区市街地再開発事業における建築物の解体除却工事を完了 ・市街地再開発事業等建替えに向けて説明会を8団体に計6回およびそのうちの1団体で勉強会を5回開催。説明会、勉強会にはコンサルタントを派遣した	・横須賀中央エリアの大滝町2丁目地区市街地再開発事業における建築物の新築工事着工
	新港埠頭交流拠点への官公庁の移転集約の推進 (政策推進部政策推進課)	・裁判所が移転し、執務開始 (2012年(平成24年)12月25日) ・法務局や税務署等が入居する横須賀地方合同庁舎の建築工事の実施 ・救急医療センターの建築工事の着工	・横須賀地方合同庁舎へ入居機関が移転し、執務開始 ・引き続き、救急医療センターの建築工事の実施 ・横須賀警察署の建築工事の着工
(イ) 拠点市街地間の公共交通網の拡充と郊外市街地における生活利便施設の整備の促進を図ります。			
	「横須賀市都市計画マスタープラン」に基づいた中心市街地および拠点市街地に都市機能を集積した「歩いて暮らせる都市構造」形成の推進 (都市部都市計画課) (経済部商業観光課)	・横須賀中央・三笠循環バス運行開始 (2013年(平成25年)3月15日)	・継続実施

施策の分野②「都市交通にかかる環境負荷の低減」の実施状況

	事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
i. 道路交通の円滑化および物流の効率化			
(ア) モーダルシフトについての普及啓発を進めます。			
	自動車利用からの鉄道や海運へのモーダルシフトに関する情報提供 (港湾部港湾企画課)	・長距離フェリー・RORO船 [※] の誘致活動を実施 ※ ロールオン・ロールオフ船の略。 船体と岸壁を結ぶ出入路「ランプ」を備え、貨物を積んだトラックが、そのまま船内外へ自走できる「貨物専用フェリー」。トラックの貨車ごと運べるため、コンテナ船より荷役時間が短い	・引き続き、長距離フェリー・RORO船の誘致活動を実施

事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
i. 道路交通の円滑化および物流の高効率化		
(イ) 道路交通流の円滑化を図ります。		
交通需要マネジメント(TDM)、高度道路交通システム(ITS)の検討 (土木部交通計画課)	交通需要マネジメント(TDM)、高度道路交通システム(ITS)の情報収集を実施	交通需要マネジメント(TDM)、高度道路交通システム(ITS)の情報収集を実施予定
都市間および地域間を相互に連絡する主要道路ネットワークの整備 (土木部交通計画課) (土木部道路建設課)	広域連絡機能を強化し、都市の活力を維持発展させるため、都市間・地域間相互を連絡する国道357号や三浦半島中央道路の早期整備のための要望活動等を実施	引き続き、国道357号の早期整備および南下延伸などの要望活動等を行う
交通安全施策等に関し、各道路管理者並びに交通管理者間の連絡調整を図る (土木部交通計画課)	交通安全施策等に関し道路管理者および交通管理者間の情報共有、連絡調整のための会議を開催:2回開催	引き続き、交通問題対策部会の運営を行う(2回の会議を開催予定)
渋滞の緩和および円滑な交通流確保のための道路整備 (土木部道路建設課)	2路線の道路整備 佐島の丘関連道路、長浦臨港線	2路線の道路整備 佐島の丘関連道路、市内環状線
(ウ) 地産地消の推進による輸送に伴うエネルギー消費削減を図ります。		
地産地消についての普及・奨励 (経済部農林水産課)	地場産農水産物を常時扱う地産地消ショップを増やした 221店舗	引き続き、地場産農水産物を常時扱う地産地消ショップの店舗数増加を促進
ii. 燃費・エネルギー効率の良い自動車の普及および燃費向上の工夫		
(ア) EV(電気自動車)などのクリーンエネルギー自動車の普及啓発を進めます。		
EV(電気自動車)の普及啓発のためのカーシェアリング(共同使用)の検討 (環境政策部環境企画課)	EVやカーシェアリング(共同使用)の情報収集を実施	EVやカーシェアリング(共同使用)の情報収集を実施
クリーンエネルギー自動車などの購入に対する助成・優遇制度の検討 (経済部企業誘致・工業振興課) (環境政策部環境企画課)	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車の普及促進に向け、事業者を対象とした充電器設置費およびEV購入費助成を実施 充電器助成件数:3件(4基) EV助成件数:8台 EVの新たな利用方法のアナウンスを目的に、行政センターにPCS(電気自動車充電設備)を整備、および事業者を対象としたPCS(電気自動車充電設備)設置費助成を実施 行政センター設置:7カ所(7基) 助成件数:3件(4基) 個人を対象としたPCS(電気自動車充電設備)設置費補助を実施 助成件数:6件 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者を対象とした充電器・PCS(電気自動車充電設備)設置費およびEV購入費助成を継続 個人を対象としたPCS(電気自動車充電設備)設置費および家庭用電気自動車購入費補助を実施
EVタクシー導入モデル事業 (経済部企業誘致・工業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> 市が購入したEV10台を2年間、タクシー事業者へ貸し出し 期間:2011年(平成23年)2月～2013年(平成25年)2月 乗車人数:92,564人 (市民5人に1人が乗車) 走行距離:595,702km (1日1台あたり132km) 	市へ返却されたEVを行政センターと本庁の公用車として活用する

事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
ii. 燃費・エネルギー効率の良い自動車の普及および燃費向上の工夫		
(イ) 充電拠点の整備などにより、EV(電気自動車)が利用しやすいまちづくりを進めます。		
EV(電気自動車)の普及および充電設備整備のための支援 (経済部企業誘致・工業振興課) (環境政策部環境企画課)	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車の普及促進に向け、事業者を対象とした充電器設置費およびEV購入費助成を実施 充電器助成件数:3件(4基) EV助成件数:8台 EVの新たな利用方法のアナウンスを目的に、行政センターにPCS(電気自動車充電設備)を整備、および事業者を対象としたPCS(電気自動車充電設備)設置費助成を実施 行政センター設置:7カ所(7基) 助成件数:3件(4基) 個人を対象にしたPCS(電気自動車充電設備)設置費補助を実施 助成件数:6件 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者を対象とした充電器・PCS(電気自動車充電設備)設置費およびEV購入費助成を継続 個人を対象としたPCS(電気自動車充電設備)設置費および家庭用電気自動車購入費補助を実施
(ウ) 公共交通機関のクリーンエネルギー化を促進します。		
ハイブリッド型バスなど公共交通機関の低公害車両の導入支援 (土木部交通計画課)	公共交通に係るハイブリッド車導入の研究	公共交通に係るハイブリッド車導入の研究
EVタクシー導入モデル事業 (経済部企業誘致・工業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> 市が購入したEV10台を2年間、タクシー事業者へ貸し出し 期間:2011年(平成23年)2月～2013年(平成25年)2月 乗車人数:92,564人 (市民5人に1人が乗車) 走行距離:595,702km (1日1台あたり132km) 	市へ返却されたEVを行政センターと本庁の公用車として活用する
(エ) エコドライブに関する情報提供および普及啓発を進めます。		
市民や事業者向けのエコドライブ講習会の開催 (環境政策部環境企画課)	<ul style="list-style-type: none"> イベントなどでエコドライブのステッカーなどを配付 広報よこすかに啓発記事を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> イベントなどで啓発活動を実施 広報よこすかに啓発記事を掲載
アイドリングストップの推進 (環境政策部環境管理課)	<ul style="list-style-type: none"> 車両貼付用アイドリング・ストップ啓発シールを1,000枚作成し、指定事業所、駐車場設置者、安全運転管理者加入事業所、市内タクシー業界に対し配布 広報よこすかに啓発記事を掲載 環境管理課カウンターにてパンフレットを配架 	<ul style="list-style-type: none"> エコドライブリーフレットを指定事業所、駐車場設置者、安全運転管理者加入事業所、市内タクシー業界等に対し配付 広報よこすかに啓発記事を掲載 環境管理課カウンターにてパンフレットを配架
冬期における大気汚染対策の実施 (環境政策部環境管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ボイラー使用の適正管理、暖房温度の適正化 実施期間:2012年(平成24年)12月～2013年(平成25年)2月 自動車使用抑制・アイドリングストップなど 実施期間:2012年(平成24年)11月～2013年(平成25年)1月 広報よこすか、ポスターにより大気汚染防止について啓発 	引き続き、冬期における大気汚染対策を実施するとともに、広報よこすか、ポスターにより大気汚染防止について啓発を行う

事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
iii. 過度な自動車依存からの脱却		
(ア) 公共交通網の拡充と公共交通の利用の促進を図ります。		
バスや鉄道など公共交通機関の利用促進のための普及啓発や仕組みづくり (環境政策部環境企画課) (土木部交通計画課)	・公共交通機関の利用促進を図るため 広報紙への掲載やホームページでの 周知を実施	・公共交通機関の利用促進を図る広報 等を実施予定
モビリティマネジメント(MM)の仕組み づくりの検討 (土木部交通計画課)	・高坂小学校の6年生を対象にモビリ ティ・マネジメント教育*を実施 5回開催 *モビリティ・マネジメント教育: 移動手段や社会全体の交通を見直すことで 環境改善についての自発的な行動を促す 教育のこと	・モビリティ・マネジメント全般にわたる 情報の収集
(イ) 地域の公共交通の利便性の向上を図ります。		
ノンステップバスの導入促進やコミュニ ティバスなどの導入 (土木部交通計画課)	・高齢者をはじめ誰もが安全で利用し やすいノンステップバスの普及促進の ため、バス事業者が購入するノンステッ プバスに対し、車両購入費の一部を補 助:4台	・引き続き、ノンステップバス購入費の 一部を補助:6台補助予定
(ウ) 自転車の利用促進を図ります。		
自転車のレンタサイクル事業 (土木部土木総務課)	・2010・2011年度(平成22・23年度)に 行った社会実験の検証の結果、収支バ ランスが悪く市の事業として直営で継続 的に行うのは困難という結論に達した ・今後は、民間でレンタサイクルを実施 できる団体があれば、市が協力できる 方策を検討・実施する ・ソレイユの丘が行うレンタサイクル事業 に対し、所有者の引取が無かった放置 自転車10台を無償で提供した	・引き続き、民間でレンタサイクル事業 を実施する案件があれば、情報や自転 車を提供する等の協力を行っていく

施策の分野③「みどりの保全と創出」の実施状況

事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
i. 緑地保全および緑化の推進		
(ア) 「横須賀市みどりの基本計画」に基づき、温室効果ガス吸収源としての緑地の保全・緑化の推進を図ります。		
民有地緑化支援制度の整備 (環境政策部環境企画課)	・「民有地緑化事業補助金要綱」を施 行した(4月) ・民有地(住宅・工場・事業所等)にお ける道路面緑化、駐車場緑化、屋上緑 化、壁面緑化等の緑化行為に対し補 助金を交付 補助件数:15件 ・交付基準の一部緩和を検討	・制度運用の継続(一部基準の緩和)
市民緑地制度の活用によるみどりの保 全 (環境政策部環境企画課)	・「横須賀市市民緑地制度要綱」を施 行した(4月) ・緑地の土地所有者と市が契約を締結 し、市民にその緑地を公開するための 本制度の運用に向け、土地所有者との 事前協議や現地調査を行った	・市民緑地契約の締結 ・公告(法定) ・供用開始

事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
i. 緑地保全および緑化の推進		
(ア) 「横須賀市みどりの基本計画」に基づき、温室効果ガス吸収源としての緑地の保全・緑化の推進を図ります。		
市民や事業者に対する敷地内緑化の推奨および屋上緑化・壁面緑化などへの支援 (環境政策部環境企画課)	<ul style="list-style-type: none"> ・「民有地緑化事業補助金要綱」を施行した(4月) ・民有地(住宅・工場・事業所等)における道路面緑化、駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化等の緑化行為に対し補助金を交付 補助件数:15件 ・交付基準の一部緩和を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度運用の継続(一部基準の緩和)
優良な緑化施設を認定し、税の軽減を図る制度(緑地施設整備計画認定制度)の検討・創設 (環境政策部環境企画課) (環境政策部緑地管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ・制度運用に向けた調査検討および運用に必要な要領を策定した ・民有地緑化支援制度に本市独自の優遇措置を設けた 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度を周知するためのホームページ等を作成する
建築行為時の緑化率義務付け等により都市緑化の推進をはかる (環境政策部環境企画課) (環境政策部緑地管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ・緑が不足している市街地において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う際に、一定の緑化を義務付ける本制度の導入に向けた情報収集、検討を行った ・緑化地域制度連絡会(国と自治体で構成する連絡会議)に出席し、情報収集および事例視察を行った 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、緑化地域制度連絡会に出席して情報収集を行う ・庁内関係課による会議を行う ・先行導入都市にヒアリングを行う
地区計画の決定や緑地協定の締結 (環境政策部緑地管理課) (都市部都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の課題や特徴を踏まえた、地区計画の決定(変更):4件実施 長沢3丁目地区、森崎3丁目地区、森崎5丁目地区、衣笠町地区 ・市街地の良好な緑環境を確保するため、住民間で締結する緑地の保全・緑化に関する緑地協定の指導、認可を実施:2012年度(平成24年度)は制度の運用を図ったが、実績なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画決定の予定なし ・継続して地区計画の決定・緑地協定の締結に向けた指導等を実施
「適正な土地利用の調整に関する条例」による緑化指導 (環境政策部緑地管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ・「適正な土地利用の調整に関する条例」による開発行為等に対する緑化の指導 指導件数:60件 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して緑化指導を実施
(イ) 道路整備に伴う道路沿道の緑化、公共施設の緑化、公園整備などを推進します。		
新設公園整備における緑化の推進 (環境政策部公園建設課)	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)佐原2丁目公園 緑被率 31% 公園面積 29,364㎡ 緑地面積 9,000㎡ ・(仮称)馬堀海岸4丁目第2公園 緑被率 81% 公園面積 1,420㎡ 緑地面積 1,152㎡ ・(仮称)破崎緑地 緑被率 99% 公園面積 4,775㎡ 緑地面積 4,725㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)大津3丁目緑地の整備
歩車道整備に伴う街路樹の植栽や法面緑化などをできる限り実施 (土木部道路建設課)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施路線なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて道路整備等に伴う緑化を推進

施策の方針（3）循環型都市の形成

施策の分野①「ごみの減量化・資源化、適正処理の推進」の実施状況

事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
i. 発生抑制(リデュース)の推進		
(ア) 家庭ごみの排出量削減を図ります。		
市民に対する「ごみトーク」などによる「ごみ」の発生抑制に関する周知啓発(資源循環部資源循環推進課)	<ul style="list-style-type: none"> 「広報よこすか」などに、ごみの減量化・資源化、適正処理についての啓発記事を掲載 町内会・自治会等を対象としたごみの減量化・資源化啓発事業に関するごみトークの実施:61回 市民を対象としたごみ処理施設の見学、小中学生を対象としたごみ処理を中心とした環境問題の学習会の開催 ごみ問題学習会:13回 子どもごみ教室:36回 	<ul style="list-style-type: none"> 「広報よこすか」へごみの減量化・資源化、適正処理に関する啓発記事を掲載 市民および事業者に対してごみの減量化および資源化について普及啓発 町内会・自治会等を対象としたごみトークの実施 市民を対象としたごみ処理施設の見学を継続するほか、これまで小中学生を対象としてきた環境学習を未就学児童まで対象とし、保育園でも開催
「環境にやさしい買い物キャンペーン」の普及・啓発(環境政策部環境企画課)	<ul style="list-style-type: none"> 商店街に対し、周知啓発を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページでの周知啓発を実施 横須賀市地球温暖化対策地域協議会が神奈川県レジ袋削減実行委員会等に参加し、情報収集を実施
(イ) 事業系ごみの減量化、資源化などを図ります。		
事業者に対する「ごみ」の減量化、資源化などの指導(資源循環部資源循環推進課)(資源循環部廃棄物対策課)	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者に対する適正排出の指導、啓発 市内211事業者から事業系一般廃棄物減量化等計画書兼実績書を受領 	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者に対する適正排出の指導、啓発を継続して実施 市内約300事業者へ事業系一般廃棄物減量化等計画書兼実績書の提出を依頼
(ウ) 市民・事業者と連携した「ごみ」の発生抑制に関する取り組みを推進します。		
「ごみ」の排出抑制につながる施策(例:家庭ごみの有料化や生ごみ減量化処理機器購入費補助など)についての検討・推進(資源循環部資源循環総務課)(資源循環部資源循環推進課)	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみの有料化を実施している全国自治体数の調査 家庭用生ごみ等減量化処理機器購入費補助(家庭用生ごみ等減量化処理機器※を購入した市民に購入額の半額、3万円を限度に補助金を交付) 162基 3,239,700円 ※電気式、EM処理容器、コンポスト容器、小枝粉砕機 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみの有料化を実施している全国自治体数の調査の継続実施 家庭用生ごみ等減量化処理機器購入費補助(家庭用生ごみ等減量化処理機器を購入した市民に購入額の半額、3万円を限度に補助金を交付)を継続実施 マンションなど集合住宅向けの啓発を強化
店舗や商店街との協力による簡易包装やレジ袋削減などの取り組みの推進(資源循環部資源循環総務課)(資源循環部資源循環推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理基本計画の進行管理 広報紙で簡易包装の推進を呼びかけるとともに、商店街代表者へ簡易包装推進のお願いおよびポスターを送付 簡易包装推進を呼びかけるポスターの作成および掲示 2009年(平成21年)5月に賛同した神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取り組みの実践に関する宣言に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理基本計画の進行管理 簡易包装推進およびレジ袋削減を呼びかけるポスターを作成・掲示するほか、商店街代表者へ協力依頼 引き続き、神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取り組みの実践に関する宣言に協力
ii. 再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)および適正処理の推進		
(ア) ごみの分別や資源化、不用品の再使用の促進に関する情報提供・普及啓発を進めます。		
町内会などへの「ごみトーク」による「ごみ」の減量化・資源化の啓発(資源循環部資源循環推進課)	<ul style="list-style-type: none"> 要望があった町内会を対象に「ごみトーク」を61回実施 新たに市内大学新生を対象に「ごみトーク」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 要望があった町内会を対象に「ごみトーク」を実施 昨年に引き続き、市内大学新生を対象に「ごみトーク」を実施

事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
ii. 再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)および適正処理の推進		
(イ) 地域や事業者が行うリサイクルのための自主的な取り組みを支援します。		
公共工事における再生材の利用促進 および廃棄物の再生利用 (都市部建築指導課)	・一定規模以上の公共工事について、 通知書により内容を把握 ① 建築物の解体工事、 ② 新築・増築工事、 ③ 修繕・模様替等工事、 ④ 建築物以外の工作物の工事 計216件	・引き続き、通知書により市内の公共工 事の件数および内容を把握
(ウ) リサイクルプラザ“アイクル”を拠点とした各種啓発事業を推進します。		
リサイクルプラザ“アイクル”での施設見 学、リサイクル教室などの開催 (資源循環部リサイクルプラザ)	・施設見学:129団体 9,310人 ・リサイクル体験教室*:88回、延べ844人 ※ パッチワーク、チャンティ織り、 裂き織り、裂き布ぞうりなどを作成 ・ごみの減量化・資源化の推進を目的とし たイベント「アイクルフェア」を3回開催 来場者総数:7,900人 内容:再生家具の有償提供(入札)、 リサイクル体験コーナー、古本市等 ・粗大ごみの中から再利用可能な家具類 を補修し、アイクルフェアにおいて提供 有償提供:184点、無償提供:13点	・施設見学の受け入れを継続実施 ・引き続き、古布などの廃棄物を利用した 作品づくり等のリサイクル体験教室を開催 ・ごみの減量化・資源化の推進を目的とし たイベント「アイクルフェア」を3回開催 ・引き続き、粗大ごみの中から再利用可能 な家具類を補修し、アイクルフェアにおい て提供
(エ) 地域の「ごみ」の減量化・資源化を推進する人材の育成を支援します。		
「アイクル・マイスター」および「ごみダイ エット推進員」の活動支援 (資源循環部リサイクルプラザ) (資源循環部資源循環推進課)	・ごみの減量化、資源化の輪を広げるた め、アイクル・マイスターによる啓発活動等 を実施 定例会:12回(延べ42人)、 イベント参加:4回(延べ14人) ・ごみダイエット推進員を対象としたごみ処 理施設の見学会および研修会を実施 見学会:3回開催(52人) 研修会:11回開催(210人)	・アイクル・マイスターによる啓発活動等を 継続実施 ・ごみダイエット推進員を対象としたごみ処 理施設の見学会および研修会を継続実 施
(オ) 代替フロン類の適正回収を図ります。		
代替フロン類の排出抑制についての情 報提供 (環境政策部環境企画課)	・情報提供の方法などを検討	・情報収集を行い、ホームページなど による周知を検討

【参考】ごみの排出量等の推移について

ごみの排出量等の推移は、次のとおりです。市域施策編で基準年度としている1990年度(平成2年度)と比較して、排出量、焼却量ともに近年は大きく減少し、資源化率が向上していますが、これは分別収集区分の変更や処理施設におけるごみの持ち込みの制限などを行ったためです。

(単位: t)

年度	1990(H2)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)	2011(H23)	2012(H24)
排出量	238,594	164,479	158,746	156,232	153,969	152,787
焼却量	148,912	107,776	104,760	103,160	101,717	101,734
資源化率	6.4%*	37.8%	35.9%	36.0%	34.7%	33.8%

※ 1990年度(平成2年度)の資源化率の公表値がないため、現在の資源化率の算出方法と同様に算出した値

施策の方針（４）地球温暖化適応型都市の構築

施策の分野①「災害防止対策の推進」の実施状況

事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
i. 雨水などの利用・防災対策の推進		
(ア) 災害リスクの把握や災害に関する情報を提供し、災害発生時の減災対策を推進します。		
ハザードマップ※の作成 (市民安全部危機管理課) ※ 自然災害による被害を予測し、 その被害範囲を地図化したもの	「津波ハザードマップ」を改訂し、 120,000部作成。「震度マップ」も1,000 部増刷。それぞれ行政センター等に おいて市民に配布した	「津波ハザードマップ」は前年度に作成 したものを引き続き配布し、「震度マッ プ」は改訂し、5,000部作成する予定
(イ) 浸水対策を図るとともに、雨水浸透施設の普及や指導に努めます。		
雨水排水施設の整備 (上下水道局技術部技術推進課)	・降雨時の浸水を防止するため、雨水 排水施設の整備を推進 雨水整備面積率:62.5%	・下水道計画区域の幹線管渠・枝線管 渠の整備を行う
雨水浸透樹の設置指導 (上下水道局技術部給排水課)	・排水設備の計画確認申請時に浸水 被害軽減を目的とした雨水浸透樹の設 置促進を図った	・継続して浸水被害軽減策として、雨 水浸透樹の設置促進を図る
透水性舗装整備の推進 (環境政策部公園建設課) (土木部道路建設課) (土木部道路補修課) (上下水道局技術部水道管路整備課) (上下水道局技術部水道管路維持課) (上下水道局技術部下水道管渠課)	・透水性舗装 (仮称)佐原2丁目公園:7,456㎡ (仮称)馬堀海岸4丁目第2公園:232㎡ ・透水性舗装 新港通り線(歩道):421㎡ ・透水性舗装:836㎡ ・透水性舗装:131㎡ ・透水性舗装:49㎡ ・透水性舗装:48㎡	・公園の整備・改修状況に応じて、透 水性舗装等の設置を検討する ・透水性舗装 北久里浜駅前通り:600㎡ ・透水性舗装:551㎡ ・透水性舗装:4㎡
(ウ) 水資源の有効利用として、雨水などの利用を推進します。		
雨水利用の促進支援 (環境政策部環境企画課)	・横須賀市地球温暖化対策地域協議 会において、打ち水セットを貸し出し	・情報収集を行い、促進支援について 検討

施策の分野②「ヒートアイランド対策の推進」の実施状況

事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
i. ヒートアイランド対策の推進		
(ア) 市民などができるヒートアイランド対策について周知啓発を進めます。		
打ち水や緑のカーテンなどの取り組み の周知啓発 (環境政策部環境企画課)	・横須賀市地球温暖化対策地域協議 会5周年記念イベントの中で、「緑の カーテン講習会」を実施 1回、参加者数:102人 ・横須賀市地球温暖化対策地域協議 会で「緑のカーテンコンテスト」を実施 応募数:6件 ・市の施設(20カ所)で緑のカーテンに 取り組み、ホームページなどで周知 ・横須賀市地球温暖化対策地域協議 会が打ち水セットの貸し出しを実施	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会 で、「緑のカーテン講習会(1回)」および 「緑のカーテンコンテスト(1回)」を実施 ・市の施設(24カ所)で緑のカーテンに取り 組み、ホームページなどで周知
(イ) 道路整備など保水性建材や遮熱性舗装の活用を進めます。		
道路整備などの際の保水性舗装や遮 熱性舗装などの効果の検証と推進 (土木部道路補修課)	・最適な検証現場がなかったため、検 証未実施	・今後の予定は未定
(ウ) 建築敷地内緑化および建築物への屋上緑化や壁面緑化の推進を図ります。		
市街地における屋上緑化や壁面緑化 など緑化推進のための支援 (環境政策部環境企画課)	・「民有地緑化事業補助金要綱」を施 行した(4月) ・民有地(住宅・工場・事業所等)にお ける道路面緑化、駐車場緑化、屋上緑 化、壁面緑化等の緑化行為に対し補 助金を交付(補助件数:15件) ・交付基準の一部緩和を検討	・制度運用の継続(一部基準の緩和)

施策の方針（５）市民・事業者・行政が連携して取り組める環境の醸成

施策の分野①「環境教育・環境学習の推進」の実施状況

事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
i. 学校などにおける環境教育の推進		
(ア) 「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」に基づき、地球温暖化に関連した環境教育・環境学習を推進します。		
市民、事業者、学校および市の関連部局などとの情報共有のためのネットワークづくりの推進 (環境政策部環境企画課)	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育・環境学習ネットワーク会議を開催し、環境教育施策について意見交換や情報共有を行った：3回 市民、事業者、学校等のそれぞれの主体の交流を目指す「相互交流を生かした人材育成講座」を開催：3回 	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育・環境学習ネットワーク会議を開催し、環境教育施策について意見交換や情報共有を行う 市民、事業者、学校等のそれぞれの主体の交流を目指す「相互交流を生かした人材育成講座」を引き続き開催
地球温暖化対策に関する情報の一元化・共有化および情報提供 (環境政策部環境企画課)	<ul style="list-style-type: none"> 環境全般の情報誌「よこすかECO通信」を4回発行 第7号(12月)で温暖化関連記事を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 「よこすかECO通信」を4回発行、うち1回は温暖化関連記事を掲載
エコスクールの検討などハード・ソフト両面における環境教育の推進 (環境政策部環境企画課)	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育指導者の派遣：8校21回 巡回環境パネル展の実施：3校 環境学習冊子「よこすかのかんきょう」の配布(1,042冊のうち希望校734冊) 2013年度(平成25年度)版の環境学習冊子「よこすかのかんきょう」を作成(2,000冊) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育指導者の派遣 巡回環境パネル展の実施 環境学習冊子「よこすかのかんきょう」の配布(希望校のみ) 2014年度(平成26年度)版の環境学習冊子「よこすかのかんきょう」を作成(2,000冊)
横浜横須賀道路横須賀パーキングエリアを利用した環境学習 (土木部交通計画課)	<ul style="list-style-type: none"> 市内小学校の4年生から6年生を対象に、東日本高速道路株式会社による、エコパーキングとして位置付けられている横須賀パーキングでの環境学習および出前授業 横須賀パーキングでの環境学習12回 市内小学校への出前授業5回 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、横須賀パーキングでの環境学習12回、市内小学校への出前授業5回を予定
(イ) 市民ボランティアなどによる体験型環境学習を推進します。		
地球温暖化対策や新エネルギーに関する体験型環境学習の実施 (環境政策部環境企画課)	<ul style="list-style-type: none"> NPOによる体験型環境学習を実施：小学校1校 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、NPOによる体験型環境学習を実施 横須賀市地球温暖化対策地域協議会による環境教室を実施予定
(ウ) 環境教育指導者などのスキルアップシステムを構築します。		
地球温暖化対策や新エネルギー分野における環境教育指導者などの人材育成 (環境政策部環境企画課)	<ul style="list-style-type: none"> 横須賀市地球温暖化対策地域協議会で市内イベントに出展し環境啓発活動を実施 環境教育指導者研修会を1回開催(テーマは「学校における環境学習」) 	<ul style="list-style-type: none"> 横須賀市地球温暖化対策地域協議会で子ども向け環境教室を年3回実施予定 環境教育指導者研修会を1回開催

施策の分野②「連携・協働の仕組みづくり」の実施状況

事業・取り組み (担当部課)	2012年度(平成24年度)の実績	2013年度(平成25年度)の予定
i. 市民・事業者による地域の環境活動の推進		
(ア) 「横須賀市地球温暖化対策地域協議会」と協力・連携し、市域における温暖化対策の取り組みを推進します。		
「横須賀市地球温暖化対策地域協議会」との連携の強化 (環境政策部環境企画課)	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会5周年記念事業の実施 ・協議会ニュースの発行	・協議会ニュースの発行 ・横須賀市地球温暖化対策地域協議会のホームページの開設
市民・事業者などへの地球温暖化の影響やその対策についての普及啓発 (環境政策部環境企画課)	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会5周年記念事業の実施 ・夏季節電の達成者にLED電球をプレゼントするよこすか節電チャレンジの実施(応募数:231件) ・小・中学生を対象にした「節電コンクール」の実施(応募数:50件) ・よこすかライトダウンの実施(報告数:家庭6件、事業所5件) ・緑のカーテンコンテストを実施(応募数:6件) ・市内イベントに出展し環境啓発活動を実施	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会で、緑のカーテン講習会、子ども向け環境教室やエコ・クッキングなどの実施 ・節電啓発事業の実施
(イ) 地球温暖化対策に取り組む事業者との協力・連携を図ります。		
地球温暖化対策に積極的に取り組んでいる事業者の公表および表彰 (環境政策部環境企画課)	・レジ袋削減に取り組む、その収益を横須賀市地球温暖化対策地域協議会へ寄付した企業に、感謝状を贈呈	・レジ袋削減に取り組む、その収益を横須賀市地球温暖化対策地域協議会へ寄付した企業に、感謝状を贈呈
ii. 市民・事業者・行政の連携の推進		
(ア) 市民・事業者・市が連携した経済的メリットも得られる取り組みを推進します。		
地球温暖化対策の推進につながる「地域版ポイント制度」導入の検討 (環境政策部環境企画課)	・重点プロジェクト推進検討会議における検討:4回開催 ・先進事例の視察を実施:1回	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会において、戸建住宅用太陽光発電システム設置に対しポイント券を発行する「よこすかエコポイント」を実施 ・重点プロジェクト推進検討会議の開催
(イ) 市民・事業者・市が連携した地球温暖化対策の周知啓発を進めます。		
市民・事業者・市が連携した地球温暖化対策の取り組みの検討 (環境政策部環境企画課)	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会による取り組みの検討	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会による取り組みの検討
地球温暖化対策に関するイベントの共同開催 (環境政策部環境企画課)	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会5周年記念イベント(活動発表、省エネ節電ミニセミナー、緑のカーテン講習会など)の開催(参加者数:102人) ・市が主催した「環境フォーラム」に横須賀市地球温暖化対策地域協議会が協力参加	・電力中央研究所の公開時における横須賀市地球温暖化対策地域協議会の出展 ・東京ガスと横須賀市地球温暖化対策地域協議会の共同で環境教室(エコ・クッキング)の開催
環境ポスターコンクールの実施 (環境政策部環境企画課)	・市内の小・中学生を対象に自然環境や地球温暖化などを題材とした「環境部門」と省エネ・節電を題材とした「節電部門」をテーマに作品を募集(応募総数:523点) ・表彰式を「環境フォーラム」で実施(協賛企業17社)	・市内の小・中学生を対象に自然環境や地球温暖化などを題材とした「環境部門」と省エネ・節電を題材とした「節電部門」をテーマに作品を募集 ・表彰式を「環境フォーラム」で実施
船舶への陸電供給等、温室効果ガスの削減に関する事業の調査・研究 (環境政策部環境企画課)	・情報収集を実施	・情報収集を実施

4. 重点プロジェクトの実施状況

基本方針に基づき市域施策編を推進していくうえで、特に重要であると考えられる各種施策を横断的に推進していくものを重点プロジェクトとして3つ設定しています。

プロジェクト推進の検討にあたっては、商工会議所や市の関係部局（経済部・資源循環部等）で構成する重点プロジェクト推進検討会議を開催しています。

（1）経済活動と環境活動の連携による地域活性化プロジェクト

① 概要

地球温暖化対策に関する取り組みを実践することで、地域経済が活性化し、活性化した地域経済が取り組みのさらなる普及拡大を促すという「環境と経済の好循環システム」を作り出すことが、市域施策編の基本方針「経済と環境の好循環につながる施策の展開」の目指す姿の一つです。

このプロジェクトは、取り組みに関わる全ての主体が「損をしない」、そして、取り組みを進めることで地域経済が好循環する「得する」環境を生み出すきっかけをつくることを目指していきます。

② 2012年度(平成24年度)の実績

重点プロジェクト推進検討会議において、他都市事例を参考にインセンティブのある「エコポイント制度」について、検討を行いました。

（重点プロジェクト推進検討会議の開催：4回）

また、重点プロジェクトの事業検討の参考とするため、省エネに関する地域版エコポイント制度の先進事例として、「信州エコポイント事業」（長野県・温暖化防止活動推進センター）を視察しました。（2012年(平成24年)7月6日）

③ 2013年度(平成25年度)の予定

2012年度(平成24年度)で終了する「戸建住宅用太陽光発電システム補助」の継続事業として「よこすかエコポイント[※]」を開始します。なお、「よこすかエコポイント」の内容については、取り組みによりメリットをもたらし、楽しんで環境施策に取り組むことができるような制度に充実させる検討を継続して行います。

※ 2013年度(平成25年度)に予定している「よこすかエコポイント」の概要：

2013年度(平成25年度)に市内の住宅に太陽光発電システムを設置または太陽光発電システムが設置された市内の住宅を購入した人に、PASMO（チャージ9,500円）と交換できるエコポイント券を発行する

(2) 省エネ“はじめての一步”プロジェクト

① 概要

地球温暖化対策に関する一般的な理解や関心は高まっている一方で、具体的な行動の実践には十分に結びついていない現状があります。

このように「取り組む必要があるとわかっていながら踏み出せない」という現状を変えていくことが、地域における地球温暖化対策の推進の鍵になると考えられます。

こうした現状を踏まえ、「取り組む必要がある」という認識からさらに一步踏み出すため、取り組みを実践したくなるような仕組みが必要になります。そこで、このプロジェクトは、積極的な取り組みに対する顕彰制度など、市民や事業者が自ら進んで取り組めるような仕組みを構築し、日常生活における省エネ活動の実践を促していきます。

② 2012年度(平成24年度)の実績

重点プロジェクト推進検討会議を4回開催しました。

市内小学校2校を対象に学校や家庭の省エネや節電の取り組みを顕彰する「夏休みエコチャレンジポイント事業」を実施しました。

横須賀市地球温暖化対策地域協議会と連携・協力し、夏季に節電に取り組んだ市民に抽選でLED電球をプレゼントする「よこすか節電チャレンジ(応募数:231件)」や見える化機器(省エネナビ、ワットモニター)の貸し出しを実施しました。また、小・中学生を対象にした「節電コンクール(応募数:50件)」や、市民を対象にした「緑のカーテンコンテスト(応募数:6件)」などを実施し表彰を行いました。

③ 2013年度(平成25年度)の予定

市内小学校3校を対象に、夏季の学校と家庭における省エネや節電の取り組みを顕彰する「夏休みエコチャレンジポイント事業」を実施します。

横須賀市地球温暖化対策地域協議会と連携・協力し、夏季に節電に取り組んだ市民に抽選でLED電球をプレゼントする「よこすか節電チャレンジ」や見える化機器(省エネナビ、ワットモニター)の貸し出しを実施します。また、小・中学生を対象にした「節電コンクール」や、市民を対象にした「緑のカーテンコンテスト」を実施し表彰を行います。

エネルギーの見える化を進めるために、HEMS^{*}設置の導入補助を新設します。

※(Home Energy Management System:ヘムス)IT技術の活用によりエネルギーの使用状況のリアルタイム料金表示など、家庭におけるエネルギー需要のマネジメントを支援するシステム

(3) 低炭素まちづくりプロジェクト

① 概要

地域における地球温暖化対策の取り組みの中で重要な側面の一つとして、社会経済活動の基盤となるまちづくりの観点からの低炭素化が挙げられます。

低炭素なまちづくりを進めるにあたっては、住宅やオフィスビルなどの建物単体への対策の推進だけではなく、街区・建物間のエネルギー共有によるエネルギーの効率的な利用や、自動車の利用からエネルギー効率の良い公共交通や自転車利用への転換による都市交通に係る環境負荷の低減など、さまざまな取り組みを複合的に実施することが必要となります。

こうした取り組みを効率的、かつ、効果的に進めるため、このプロジェクトは、モデル的な施策を実施し、地域におけるシンボリックな役割を担うことで、市民への普及啓発効果と今後の取り組みにつなげていくためのきっかけづくりとすることを目指していきます。

② 2012年度(平成24年度)の実績

重点プロジェクト推進検討会議を4回開催しました。

住宅用太陽光発電システム補助事業を拡充し、家庭用燃料電池システムやP C S（電気自動車充電設備）など多様なエネルギーシステムに対し補助を行いました。

メガソーラー誘致の基礎調査を実施した土地への事業者誘致と風力発電施設の立地可能性の検討を神奈川県と連携して実施しました。メガソーラー誘致は、一つの候補地（民有地）において、事業者が決定しました。風力発電施設は市内での適地がないという結論となりました。

公共施設等の屋根を太陽光発電事業者へ貸し出す「屋根貸し事業」について、6施設について募集を実施し、事業者が決定しました。

③ 2013年度(平成25年度)の予定

戸建住宅用太陽光発電システム補助は終了し、スマートハウス促進の補助へ変更します。共同住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、太陽熱利用システムおよびP C S（電気自動車充電設備）については、引き続き補助を行います。

メガソーラー事業者誘致で決定した事業者が発電事業を開始します。

「屋根貸し事業」について、決定した発電事業者と協定締結後、目的外使用許可を行い、事業者が発電事業を開始します。

第3章 市役所事務事業編の進捗状況

1. 市の事務・事業から発生した温室効果ガス排出量

(1) 2012年度(平成24年度)の温室効果ガス排出量実績

市の事務・事業から発生する温室効果ガスは、直接排出量を測定するものではなく、活動量（例えば電気、ガス、ガソリンなどの使用量）と排出係数（単位使用量あたりの温室効果ガス排出量）により算定を行います。

（例：電気の使用によるCO₂排出量(kg-CO₂)＝電気使用量(kWh)×電気の排出係数(kg-CO₂/kWh)

排出係数は電気やガスによる温室効果ガスの排出実態に合わせて、国等において算出されるもので適宜更新されます（特に電気の排出係数は毎年更新されます）。「市役所事務事業編」においては、目標に対して実際の活動の状況（活動量）を把握・評価・見直しを行っていくため、計画期間中の排出係数を一定としています。

2012年度(平成24年度)に指定管理者を除く市の事務・事業から発生した温室効果ガスの排出量は、CO₂換算で61,727トンでした。これは、「市役所事務事業編」の基準年度である2008年度(平成20年度)と比較して6.2%の削減(4,071トンの減)であり、目標である5.0%の削減(3,290トンの減)を達成しました。

2011年(平成23年)の東日本大震災以降、市の事務・事業において震災直後の徹底した節電の取り組みを経て、施設利用者等に配慮した無理と無駄のない節電の取り組みへと移行し、実施をしています。このことから、温室効果ガス削減量が目標を上回ったと考えられます。

市の事務・事業から発生した温室効果ガス排出量の増減を表4に示します。

表4 温室効果ガス排出量と増減（2008年度(平成20年度)との比較）

指定管理者施設	2008年度(平成20年度)	2012年度(平成24年度)【実績】			2021年度(平成33年度)【目標年度】	
	【基準年度】排出量(t)	排出量(t)	増減量(t)	増減率	排出量(t)	増減率
除く	65,798	61,727	-4,071	-6.2%	62,508	-5.0%
含む	79,683	75,787	-3,896	-4.9%	76,150	-4.4%

【参考】

「市役所事務事業編」は、基準年度を2008年度(平成20年度)としていますが、参考として「市域施策編」の基準年度である1990年度(平成2年度)との比較を表5に示します。

表5 温室効果ガス排出量と増減(1990年度(平成2年度)との比較)【参考】

指定管理者施設	1990年度(平成2年度) 排出量(t)	2012年度(平成24年度)【実績】			2021年度(平成33年度)【目標年度】	
		排出量(t)	増減量(t)	増減率	排出量(t)	増減率
除く	63,198	61,727	-1,471	-2.3%	62,508	-1.1%
含む	69,748	75,787	6,039	8.7%	76,150	9.2%

また、「市役所事務事業編」は、計画期間中の排出係数を一定としていますが、「市域施策編」においては、毎年度の排出係数を使用して温室効果ガス排出量を算定するため、参考として、「市役所事務事業編」についても、毎年度の排出係数を使用して算定した数値を表6に示します。

表6 毎年度の排出係数を使用して算定した温室効果ガス排出量【参考】

指定管理者施設	2008年度(平成20年度) 【基準年度】排出量(t)	2012年度(平成24年度)【実績】		
		排出量(t)	増減量(t)	増減率
除く	65,798	65,318	-480	-0.7%
含む	79,683	80,364	681	0.9%

表4の2012年度(平成24年度)温室効果ガス排出量は、電気の排出係数が本計画策定時の0.418(kg-CO₂/kWh)を使用して算出していますが、表6の2012年度(平成24年度)温室効果ガス排出量は、電気の排出係数が0.464(kg-CO₂/kWh)と11%上昇したものを使用して算出しています。

排出係数が上昇することにより、同じ量の電力を使用した場合でも、温室効果ガス排出量は増加します。

このため、排出係数を固定した表4より、毎年度の排出係数を使用した表6の2012年度(平成24年度)温室効果ガス排出量が多くなっています。

(2) 3事業者（市長部局、教育委員会、上下水道局）別温室効果ガス排出量実績

省エネ法等では、市の事業者単位は市長部局、教育委員会、上下水道局の3事業者に分けられ、各事業者単位で報告等を行っています。表7に、3事業者別の温室効果ガス排出量を示します。

表7 事業者別の温室効果ガス排出量

	2008年度(平成20年度)	2012年度(平成24年度)【実績】			2021年度(平成33年度)【目標年度】	
	【基準年度】排出量(t)	排出量(t)	増減量(t)	増減率	排出量(t)	増減率
市長部局	21,351	17,930	-3,421	-16.0%	20,499	-4.0%
教育委員会	9,677	9,024	-653	-6.7%	9,334	-3.5%
上下水道局	34,770	34,773	3	0%	34,320	-1.3%
YESに基づく削減量(3事業者合計)*					-1,645	
3事業者合計 (指定管理者施設を除く)	65,798	61,727	-4,071	-6.2%	62,508	-5.0%
指定管理者施設	13,885	14,060	175	1.3%	13,642	-1.8%
合計 (指定管理者施設を含む)	79,683	75,787	-3,896	-4.9%	76,150	-4.4%

注1) 四捨五入しているため、各欄の数値と合計値は一致しない場合があります。

注2) *の欄は、YESに基づく職場における環境配慮の取り組みの実践による削減量として1,645(t)(3事業者合計)を減じています。

表7より、3事業者別の温室効果ガス排出量については、市長部局および教育委員会については基準年度と比較し削減されましたが、上下水道局については基準年度とほぼ横ばいの結果となりました。上下水道局においては電力使用の主なものが上下水道事業であることから、業務の都合上、対策は難しいと考えますが、可能な範囲で温室効果ガス排出量削減に努めてまいります。

また、市役所全体では目標である5.0%削減を達成しているため、今後も目標達成を維持できるように、YESに基づく職場における環境配慮の取り組み等を推進していきます。

2. 取り組みの推進状況

(1) すべての部局（施設）に共通した取り組み

「市役所事務事業編」における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、各部局ではさまざまな取り組みを推進しています。

ここでは、「市域施策編」と同様に5つの「施策の方針」ごとに、すべての部局（施設などを含む）で共通して推進した主な取り組みについて、整理しています。

① 施策の方針1 再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの推進

i. 再生可能エネルギーの導入と普及促進

- ・ 市の施設への太陽光発電などの新エネルギーを利用した設備の導入に努めています。2012度(平成24年度)は、太陽光発電システムを諏訪小学校に設置したほか、太陽光発電時計を市内公園に7基、道路標識（歩行者情報板など）を20基設置しました。
- ・ 市の公用車にクリーンエネルギー自動車を積極的に導入・利用しています。(2012年度(平成24年度)末現在、EV（電気自動車）4台、天然ガス自動車30台、ハイブリッド車7台)
- ・ 環境総合政策会議地球温暖化対策推進部会を活用し、庁内における再生可能エネルギー導入について検討を進めています。

ii. 照明の使用削減

- ・ 昼休みの間は、市民対応窓口などを除き、事務室などの不要な照明を消しています。
- ・ 始業前や残業時、休日出勤時は、必要な場所のみ照明を使用しています。
- ・ トイレや会議室などの断続的に使用する場所の照明は、使用後に消しています。
- ・ 各職場の最終退出者は、消灯を確認しています。
- ・ 照明器具は用途や場所を考慮しつつ、消費電力の少ないLEDなどを採用しています。

iii. 電気機器などの使用削減

- ・ 昼休み、会議時などパソコンを長時間使用しないときは、電源を切っています。
- ・ 事務室などのパソコンの電源は、退庁時にコンセントからプラグを抜いています。
- ・ 複写機は昼休みに節電モードにし、使用後は省電力状態にしています。
- ・ 電気を使用する事務機器の購入時は、原則として省エネルギー性能の高い製品を選んでいきます。
- ・ 電気製品を使用しない時は、待機電力削減のため、原則としてプラグをコンセントから抜いています。

iv. 冷暖房・空調温度の管理、冷暖房負荷の軽減など

- ・ 冷暖房の設定温度は、冷房28℃、暖房19℃を目安に適切な温度管理を行っています。
- ・ 外気の導入や換気を必要に応じて行い、室内温度の調整を図っています。
- ・ ブラインド、カーテンなどを有効に利用して、日差しの調整を行っています。

v. エレベーターの使用、運転管理

- ・ エレベーターの使用を控え、上下3階程度は階段を利用しています。
- ・ 夜間など利用者の少ない時間帯は、エレベーターの運転台数を抑制しています。

vi. 給湯器などの使用、管理

- ・ 給湯器は、温度を調整するなど、適切な運転管理に努めています。
- ・ 使用する給湯器は、できるだけ省エネルギー型のもので選択しています。

vii. 省資源、資源の有効利用

- ・ ウェルシティ市民プラザなど15施設で、雨水などの利用に努めています。
- ・ 不要紙の裏面利用を徹底するなど、用紙類の有効利用に努めます。
- ・ 紙類の資源化を推進しています。2012年度(平成24年度)は古紙(ミックスペーパー)を175,248kg、廃棄公文書81,480kg、新聞13,400kg、ダンボール15,790kgの資源化を推進しました。

viii. 業務の効率化、労働時間の短縮化

- ・ ノー残業デーにおける定時退庁の徹底を図っています。
- ・ 業務の効率化や定時退庁に努め、照明などの電気使用量を削減しています。

② 施策の方針2 低炭素型都市の構築

i. 低燃費車、クリーンエネルギー自動車の導入および自動車利用の工夫

- ・ 公用車の購入・更新の際は、原則として低燃費車やEV(電気自動車)などの低公害車を導入しています。2012年度(平成24年度)は、公用車のうち68.7%が低公害車となりました(特種自動車を除く)。
- ・ 公用車の走行ルート合理化や相乗りなど、公用車の効率的利用を図っています。
- ・ 駐停車時のアイドリングストップを実践するなど、エコドライブを推進しています。

ii. 緑化などの促進

- ・ 市の施設の敷地内緑化および屋上緑化・壁面緑化などにより公共施設の緑化に努めています。

iii. 過度な自動車依存からの脱却

- ・ 公共交通機関を優先的に使用しています。
- ・ 近隣への移動などは、できる限り徒歩または自転車の利用を推進しています。
- ・ 公用自転車として、電動アシスト自転車を3台導入し、利用を推進しています。

iv. 施設の整備および管理における取り組み

- ・ 建物の断熱性の向上、自然光の有効活用など建築物のエネルギー使用の抑制を図っています。
- ・ 照明器具の定期的な清掃や空調機器からのフロン類の漏えい防止など維持管理に努めています。

③ 施策の方針3 循環型都市の形成

i. ごみの減量

- ・ 使い捨て製品を使用しないよう努めています。
- ・ マイ箸、マイカップ、マイバッグを使用するよう努めています。

ii. 事務用品・備品の適正な使用

- ・ 物品などは計画的に購入し、適切な在庫管理を行っています。
- ・ 事務用品の共有化および再利用を図っています。
- ・ 物品の修繕利用など、無駄のない使用に努めています。
- ・ 庁内掲示板などを活用し、備品の効率利用を行っています。

iii. リサイクルの推進

- ・ 紙類の資源化を推進しています。2012年度(平成24年度)は古紙(ミックスペーパー)を175,248kg、廃棄公文書81,480kg、新聞13,400kg、ダンボール15,790kgの資源化を推進しました。
- ・ 缶、びん、ペットボトルなどの分別収集・リサイクルを推進しています。
- ・ プラスチック製容器包装などの分別を推進しています。

iv. グリーン購入の推進

- ・ 紙類、文具類などの製品やサービスの調達にあたっては、「横須賀市グリーン購入調達方針」に定める判断基準に適合するものを調達しています。2012年度(平成24年度)は19分野261品目を取り組みの対象とし、このうち18分野95品目について取り組み実績をまとめたところ、紙類、文具類などの9分野で90%以上の調達率となりました。
- ・ リターナブル容器の製品を優先的に購入しています。
- ・ エアゾール製品(スプレー缶など)は、代替フロンが使用されていない製品を選択しています。
- ・ 公共工事などにおいて、資材などの購入の際には環境負荷の少ないものの調達に努めています。

④ 施策の方針4 地球温暖化適応型都市の構築

i. 雨水利用などの促進

- ・ 雨水を有効利用する設備を導入するなど、雨水や再利用水の使用を推進しています。2012年度(平成24年度)末現在、15施設で、雨水などの使用を推進しています。
- ・ 節水型設備の導入を進めています。

⑤ 施策の方針5 市民・事業者・行政が連携して取り組める環境の醸成

i. 横須賀市地球温暖化対策地域協議会との連携

- ・ 市民、事業者などで構成される「横須賀市地球温暖化対策地域協議会」と連携・協力し、地球温暖化対策を推進しています。(地球温暖化対策地域協議会の活動実績については、主にP.28参照)
- ・ 「横須賀市地球温暖化対策地域協議会」の活動の支援を行っています。

ii. 環境教育・環境学習の推進

- ・ 市民や事業者と連携・協力し、環境教育・環境学習を推進しています。
- ・ 知識や経験のある市民ボランティアと協力し、環境教育・環境学習を推進しています。

(2) 特定事業における取り組み

一般廃棄物処理や水道などの特定事業における主な取り組みは次のとおりです。

① 一般廃棄物処理

i. エネルギーの有効利用の推進

- ・ 燃せるごみの焼却により生じた余熱を活用し、施設内の機器・設備などへ電力や熱を供給しました。
- ・ 燃せるごみの焼却により生じた余熱を活用し、発生した余剰電力を電力会社へ売電しました。

② 水道

i. 新エネルギーの導入・省エネルギーの推進

- ・ ポンプの効率的な運転方法により、電力使用量の抑制を図りました。
- ・ 浄水場等の設備更新において、省エネルギー型の設備を導入しました。

③ 下水道

i. 新エネルギーの導入・省エネルギーの推進

- ・ ポンプ等の効率的な運転方法により、電力使用量の抑制を図りました。

ii. 廃棄物などの資源化および再利用の推進

- ・ 下水処理水を凝集剤溶解水や機器の冷却水等に再利用しました。

第4章 今後の推進に向けて

2012年度(平成24年度)の実施状況・達成状況を踏まえ、目標年度(2021年度(平成33年度))に向けた展望を以下に示します。

1. 市域施策編について

2011年(平成23年)3月に発生した東日本大震災以降の社会情勢等の変化を受けて、削減目標等は見直す必要がありますが、国の新たな削減目標[※](2013年(平成25年)11月公表)が「今後のエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定する」としているため、本市としては国の動向を注視しつつ、計画の中間年にあたる2015年度(平成27年度)の見直しを視野に入れていきます。

※ 「2020年度(平成32年度)に2005年度(平成17年度)比 3.8%削減」という新目標を設定
⇒原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めず

2012年度(平成24年度)は、横須賀市地球温暖化対策地域協議会と連携した啓発事業のほか、「太陽光発電システム補助」、「民間事業者に対するEV(電気自動車)の充電設備等設置補助」などの再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの推進に関する施策を中心に実施しました。

今後も、家庭と事業者への取り組みを横須賀市地球温暖化対策地域協議会など多様な主体と連携し、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進を図るとともに、より多くの市民や子どもたちへの環境教育を充実させるなど、効果的な啓発事業に取り組んでいきます。

なお、本市の市域における温室効果ガス排出量は、翌々年度に把握可能となるため、2012年度(平成24年度)の温室効果ガス削減量は不明ですが、2011年度(平成23年度)における市域の温室効果ガス排出量は約2,034千トンで、基準年度(1990年度(平成2年度))比21.0%の削減を達成しており、今後とも地球温暖化への影響を認識し、地域からの貢献を継続することが大切です。

市域施策編を推進していくうえで、特に重要であると考えられる各種施策を横断的に推進していく3つの重点プロジェクトは、本市の温暖化対策のメイン事業として取り組みます。

▶ 重点プロジェクト(1)

「経済活動と環境活動の連携による地域活性化プロジェクト」

2012年度(平成24年度)で終了する「戸建住宅用太陽光発電システム補助」の継続事業として「よこすかエコポイント制度」を2013年度(平成25年度)に開始する予定ですが、内容については、取り組みによりメリットをもたらし、楽しんで環境施策に取り組むことができるような制度に充実させる検討を継続して行います。

▶ 重点プロジェクト（2）

「省エネ “はじめの一步” プロジェクト」

市民や事業者が省エネ活動を取り組むきっかけとなる各種顕彰制度を継続して実施するとともに、エネルギーの見える化を進めるために、HEMS設置の導入補助を新設します。

▶ 重点プロジェクト（3）

「低炭素まちづくりプロジェクト」

東日本大震災による電力需給逼迫を契機に太陽光発電システム補助に加え、多様なエネルギーシステムへの補助も開始しました。また、「かながわスマートエネルギー構想」を掲げる神奈川県とも連携を図りながら取り組みを行ってきました。

引き続き、神奈川県との連携を図りながら、“低炭素なまちづくり”をめざした多様なエネルギーシステムを推進していきます。

2. 市役所事務事業編について

2012年度（平成24年度）に指定管理者を除く市の事務・事業から発生した温室効果ガス排出量の実績は、市役所事務事業編の基準年度（2008年度（平成20年度））と比較して、6.2%の削減であり、目標である5.0%を達成しました。

2012年度（平成24年度）は、市役所も一事業者として、横須賀市環境マネジメントシステム（Y E S）を活用し、施設利用者に配慮した無理と無駄のない節電の取り組みを実施したことなどから、目標を上回ったと考えられます。

今後も、横須賀市環境マネジメントシステム（Y E S）を活用し、継続的な改善を行いながら、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを推進していきます。

用語集

【ア】

ISO14001

(International Organization for Standardization 14001:アイエスオー14001)

ISO（国際標準化機構）が1996年（平成8年）に発効した環境マネジメントシステム規格。①環境保全に関する方針、目標、計画などを定め(Plan)、②これを実行、記録し(Do)、③その実行状況を点検して(Check)、④方針などを見直す(Action)という「P・D・C・A サイクル」によって、環境の継続的改善を図ろうとするもの。

アイクル・マイスター

「3Rのプロフェッショナル」を養成することを目的に実施した「アイクル・マイスター養成講座」を修了し、市長に認定された市民ボランティアなどのこと。

【イ】

一酸化二窒素 (N₂O)

温室効果ガスの一つ。亜酸化窒素、酸化二窒素ともいう。笑気ガスとも呼ばれ、全身麻酔に使用されている。地球温暖化係数(GWP:Global Warming Potential)は二酸化炭素(CO₂)の310倍であり、オゾン層破壊作用も有する。窒素肥料の使用、自動車の走行により排出される。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、長期的視野にたった本市の一般廃棄物（ごみ）処理の基本方針となる計画。

【ウ】

雨水浸透施設

雨水を地中に浸透させる雨水浸透枳、雨水浸透トレンチ、雨水浸透舗装（浸透性アスファルトなど）の施設を指す。地下水の保全を目的としている。

運輸部門

本書では「自動車や鉄道の運転、船舶の運航などにより排出される温室効果ガス」の意で使用。

【エ】

エコアクション21

環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度。ガイドラインでは、広範な中小企業、学校、公共機関などが「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法について規定している。

エコスクール

環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設として整備し、環境教育の教材として活用するもの。

エコドライブ

省エネルギーおよび二酸化炭素(CO₂)や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。具体的には、アイドリングストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検など。

ESCO事業

(Energy Service Company : エスコ)

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現する事業。ESCO事業者は、削減されたエネルギーコスト（光熱水費）の中から報酬を得る。

エネルギー転換部門

本書では「電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者の自家消費に伴い排出される温室効果ガス」の意で使用。

エネルギーの使用の合理化に関する法律

内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、輸送、建築物および機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置などを講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。

LED

発光ダイオード (Light Emitting Diode) のこと。電流を通すと発光する。従来の蛍光灯に比べて消費電力が約2分の1であること、材料に水銀などの有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないなどから環境負荷が低い発光体として注目されている。

【オ】

温室効果ガス

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射しているが、その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)の6物質としている。

【カ】

環境教育

環境の保全についての理解を深めるために行われる教育および学習。子どもから大人までのすべての世代が、学校、家庭、職場、地域などのさまざまな場で、体験的、実践的な学びを行うことにより、持続可能な社会を形成することを目標としている。

環境教育指導者

学校や市民の自主的な環境教育・環境学習や環境保全活動などを支援するため、環境に関する専門的知識や経験を有する市民ボランティアなどのこと。

環境ナビゲーションシステム

横須賀市では、民間事業者が実施する開発や行政が主体となる大規模な開発は環境にさまざまな影響を及ぼす可能性があることから、開発行為などを実施する事業者が、環境特性から開発地域の配慮事項を検索できるように、全国で初めて開発した本市独自のシステム。

環境マネジメントシステム

事業者などが環境に与える負荷を軽減するための方針などを自ら設定し、これらの達成に取り組んでいくための仕組み。ISO14001は、国際規格認証機構（ISO）が定める国際統一規格としての環境マネジメントシステム規格である。

【キ】

気候変動

(Climate Change)

地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候変化のことで、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをいう。気候変化とも訳される。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。

京都議定書

1997年(平成9年)12月京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」で採択された気候変動に関する国際連合枠組条約の議定書。ロシアの批准を受けて発効要件を満たし、2005年(平成17年)2月に発効。2007年(平成19年)12月現在の締約国数は、172カ国と欧州共同体。なお、日本は1998年(平成10年)4月28日に署名、2002年(平成14年)6月4日に批准。先進締約国に対し、2008年(平成20年)～2012年(平成24年)の第1約束期間における温室効果ガスの排出量を1990年(平成2年)比で、平均5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。

拠点ネットワーク型都市

市街地の集約化に向けて、地域特性を考慮しながら、拠点市街地となる主要鉄道駅周辺などに適正に都市機能を集積し、郊外の市街地から街中居住を促進するような、歩いて暮らせる魅力的な都市のこと。

【ク】

クリーンエネルギー自動車

天然ガスあるいはメタノールなどを動力源とした自動車。

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること。

【コ】

交通需要マネジメント

(Transportation Demand Management : TDM)

道路利用者に時間、経路、交通手段や自動車の利用法の変更を促し、交通混雑の緩和を図る方法。

高度道路交通システム

(Intelligent Transport Systems : ITS)

最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システムのこと。

ごみダイエット推進員

ごみの減量化・資源化と再利用を推進する地域のリーダーとして指導的な役割を担うため、町内会長・自治会長からの推薦を受け、市長に委嘱された市民。

【サ】

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱など、一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇しない地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

産業部門

本書では「農林水産業などの第一次産業、鉱業・建設業・製造業などの第二次産業に属する法人ないし個人の産業活動により排出される温室効果ガス」の意で使用。

【シ】

指定管理者施設

営利法人・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に管理・運営を代行させている公の施設。

市民緑地制度

土地所有者からの申し出により、300㎡以上の土地について、市民利用など土地の公開を前提として市と契約を結び、市が管理を行うもの。

遮熱性舗装

日射反射率の高い道路舗装。日射による道路舗装の温度上昇および蓄熱を抑制することで、ヒートアイランドなどの熱環境の改善を図るもの。

省エネナビ

電気の使用量を計測しリアルタイムに表示する機器。目に見えない電気の使用量を金額に換算して見えるようにすることで、無駄をなくするという意識を喚起し省エネ行動を促進するもの。

新エネルギー

「再生可能エネルギー」のうち、技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために必要なもの。現時点で今後、「普及すべき段階」にある『太陽光発電』や『太陽熱利用』、『雪氷熱利用』などが「新エネルギー」とされている。

【ス】

水道事業・下水道事業マスタープラン

(2011～2021)

水道サービスと下水道サービスの「いつでも安心して使える止まらない水道・下水道」を経営の目的とし、さまざまな角度から水道事業と下水道事業に取り組むべき基本方針を示したもの。

3 R

リデュース (Reduce : 発生抑制)、リユース (Reuse : 再使用)、リサイクル (Recycle : 再生利用) の頭文字をとったもので、3 R活動の推進により、ごみを減らし、資源として再利用して循環型社会の形成を目指す。

【タ】

待機電力

家電機器などを使用していない状態で消費される電力。地球温暖化防止の対策の一つとして待機電力の節減が注目されている。

代替フロン類

オゾン層破壊への影響が大きい特定フロン類の代替品として開発が進められているフロン類似品のことで、フロンと同様あるいは類似の優れた性質を持つもの。ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)などを指す。

太陽光発電システム

太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換するシステムのこと。太陽光を電気(直流)に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されている。現在、日本で多く利用されている住宅用の太陽光発電システムでは、電力会社と電気の売買をする系統連係型と、バッテリーに発電した電気をためながら使う独立系型のふたつのシステムに分かれている。

【チ】

地球温暖化対策地域協議会

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設置される組織。地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者が構成員となり、連携して、日常生活に関する温室効果ガス排出量の抑制などに関し必要となるべき措置について協議し、具体的に対策を実践することを目的としている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。1998年(平成10年)10月の参議院本会議で可決され、公布された。温暖化防止を目的とし、京都議定書で日本に課せられた目標である温室効果ガスの1990年(平成2年)比6%削減を達成するために、国、地方公共団体、事業者、国民の責務や役割を明らかにしたものである。

地区計画

住民の生活に身近な区域を対象とした地区レベルの都市計画で、道路、公園などの位置や規模、建物に関して用途、敷地面積の最低限度などの制限を地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちをつくる、または維持するための計画。

【テ】

低公害車

窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

締約国会議

(Conference of the Parties : COP)

国際条約の締約国が物事を決定するための会議。2010年(平成22年)10月には名古屋で生物多様性条約の第10回締約国会議(COP10)が、2010年(平成22年)12月にはメキシコのカンクンで気候変動枠組条約の第16回締約国会議(COP16)が開催された。

適応策

地球温暖化によって生じる環境への影響に対して適応を図るための取り組み。

適正な土地利用の調整に関する条例

「横須賀市土地利用基本条例」に基づき、本市にふさわしい生活環境、自然環境、都市環境などの形成および保全を図ることを目的とする条例。市内で開発行為などの対象行為を行う場合に、緑化や緑地の保全などについて基準を設けて審査・指導などを行っている。

【二】

二酸化炭素(CO₂)

温室効果ガスの一つ。炭酸ガスともいう。無色、無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を示す。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料などの消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加している。代表的な温室効果ガスであり、我が国の温室効果ガス総排出量の9割以上を占めている。

【ハ】

廃棄物部門

本書では「廃棄物の焼却などにより排出される温室効果ガス」の意で使用。

排出係数

単位あたりの二酸化炭素(CO₂)排出量のこと。例えば、電力の使用に伴う二酸化炭素(CO₂)排出係数の単位はkg-CO₂/kWh である。

ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)

温室効果ガスの一つ。オゾン層を破壊しないことから、CFCsやHCFCsの規制に対応した代替物質として1991年(平成3年)頃から使用され始めた化学物質で、近年、その使用が大幅に増加している。HFCsは自然界には存在しない温室効果ガスで、地球温暖化係数(GWP: Global Warming Potential)は、二酸化炭素(CO₂)の数百～11,700倍と大きい。エアコンの冷媒などに使われているが、モントリオール議定書により、先進国では1996年(平成8年)より生産の総量規制が開始され、2030年(平成42年)の全廃が決まっている。

ハザードマップ

洪水や津波、火山噴火など災害発生時に、住民が安全に避難できるよう被害の予想区域や程度、避難場所などを示した地図。

パーフルオロカーボン類 (PFCs)

温室効果ガスの一つ。1980年代から、半導体のエッチングガスとして使用されている化学物質で、人工的温室効果ガスである。HFCsほどの使用量には達しないものの、CFCsの規制とともに、最近、使用量が急増している。地球温暖化係数(GWP: Global Warming Potential)は、二酸化炭素(CO₂)の6,500～9,200倍である。京都議定書で削減対象の温室効果ガスの一つとされた。

【ヒ】

P C S

(Power Control System: ピーシーエス)

直流の電気を交流に変換し、家庭用の電気機器などで利用できるようにするための機械。本書では「電気自動車充給電設備」の意で使用。電気自動車への充電とともに、電気自動車から電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力としても使用できる電力供給システム。

ヒートアイランド

都市部において高密度にエネルギーが消費され、また地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているため水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象。

【へ】

HEMS

(Home Energy Management System : ヘムス)

IT技術の活用により人に代わって家電機器など(エアコン、冷蔵庫)の最適運転や、エネルギーの使用状況のリアルタイム料金表示など、家庭におけるエネルギー需要のマネジメントを支援するシステム。

BEMS

(Building Energy Management System : ベムス)

IT技術の活用により業務ビルにおける室内状況を温度センサー等によりリアルタイムに把握し、室内状況に対応した照明・空調等の最適な運転を可能にする等、業務ビルのエネルギー需要のマネジメントを支援するシステム。

【ホ】

保水性舗装

舗装体内に保水された水分が蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ舗装のことであり、一般の舗装よりも舗装体内の蓄熱量を低減するため、歩行者空間や沿道の熱汚染環境、ヒートアイランド現象などの改善を図るもの。

【ミ】

緑のカーテン

ゴーヤなどのツル性の植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇の抑制を図る手法。

民生家庭物部門

本書では「日常生活における電気やガスの使用など、個人世帯の活動により直接排出される温室効果ガス(ただし、自家用自動車分は「運輸部門」)の意で使用。

民生業務部門

本書では「サービス業、小売業などの第三次産業、公的機関の事業活動に伴うエネルギー使用などにより排出される温室効果ガス」の意で使用。

民有地緑化支援制度

市街地の中でも特に緑化が必要な地域の民有地における敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化などの緑化活動に対する支援のため、「みどりの基本条例」に基づき、検討を行っている制度。

【メ】

メタン(CH₄)

温室効果ガスの一つ。工業プロセスのほか、有機性の廃棄物の最終処分場や、下水汚泥の嫌気性分解過程、水田や反芻動物の畜産からも発生する。地球温暖化係数(GWP:Global Warming Potential)は二酸化炭素(CO₂)の21倍である。

【モ】

モーダルシフト

輸送手段を変更すること。鉄道・内航海運など、より環境負荷の小さい輸送モードの活用による環境負荷の軽減という趣旨で使用される。

モビリティマネジメント（MM）

「過度に自動車に頼る状態」から、負荷の軽い移動手段（公共交通、徒歩、自転車など）を含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態へと自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした仕組み。

【ヨ】

横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン

「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（現行法：環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律）」第8条に基づき、「持続可能な社会づくり」を目指して、市民、事業者、市などが各主体の役割に応じた環境教育・環境学習を連携・協働しながら推進し、その活動を実践・促進することを目的として策定した計画。

横須賀市みどりの基本計画

「都市緑地法」第4条および「みどりの基本条例」第9条に基づき策定する、緑地の適正な保全および緑化の推進に関する基本計画。「みどりの保全」、「緑化の推進」、「都市公園の整備」に関する施策を総合的に実施するため、その目標と実現のための施策などを明らかにし、効果的、効率的にみどりを保全・創出することを目的としている。

横須賀リサーチパーク

（Yokosuka Research Park：Y R P）

基礎から最先端にいたる幅広い分野の研究開発の活動を推進する公的な研究機関や国内外の民間研究機関が、東京湾を望む本市の丘陵地に多数立地している電波情報通信技術に特化した研究開発拠点。

【リ】

緑地協定

「都市緑地法」に基づき、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。

【ロ】

六フッ化硫黄(SF₆)

温室効果ガスの一つ。1960年代から電気および電子機器の分野で絶縁材などとして広く使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガスである。使用量はそれほど多くないが、近年新たな用途開発の進展に伴い需要量が増加している。地球温暖化係数（GWP：Global Warming Potential）は二酸化炭素(CO₂)の23,900倍である。HFCs、PFCsとともに、京都議定書で削減対象の温室効果ガスの一つに指定された。



低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)
平成24年度(2012年度)年次報告書
—平成25年度版—

発行年月 平成26年3月
編集・発行 横須賀市環境政策部環境企画課
〒238-8550
横須賀市小川町11番地
電話 046 (822) 9661 FAX 046 (821) 1523
E-mail ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp
ホームページ <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4110/ondanka/teitanso.html>